第二次あきる野市環境基本計画（案）

ー　目　次　ー

第１章　基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　目的及び位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　基本方針と推進主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
６　対象とする環境の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　進行管理の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　第一次環境基本計画の評価と望ましい環境像　・・・・・・・・・・・　７
１　本市の社会特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
２　本市の環境に関する取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
３　第一次計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
４　望ましい環境像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
５　分野別方針と施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

第３章　望ましい環境像の実現に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
１　施策の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
２　重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
３　自然環境分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
４　生活環境分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
５　エネルギー環境分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
６　人の活動分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
７　分野別の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９

第４章　推進体制と進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０７
１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０７
２　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９

第１章　基本的事項

「第二次あきる野市環境基本計画」の目的や位置付け、基本方針、推進主体及び進行管理など、本計画の基本となる事項についてまとめています。

１　策定の背景

地球規模の環境問題に対応していくために

「環境」という概念が生まれてから５０年の間、私たち人間は、環境の保全や回復、創造に向け、様々な取組を進めてきました。

わが国で「環境」という概念が注目されるようになったのは、１９５０年代～１９６０年代の高度経済成長期に、自動車や工場などによる大気汚染、生活排水による河川等の水質汚濁などの公害が深刻化したことがきっかけです。人々の努力により、大気質や水質などは大幅に改善されてきましたが、今日では、公害や資源利用、開発などによる負の影響が一層深刻さを増し、生物多様性の低下や地球温暖化などの地球規模の環境問題として注目されるようになりました。

これらの問題に対処するため、生物多様性条約締約国会議や気候変動枠組条約締約国会議が開催され、国の枠を越えた取組について話合いが続けられています。わが国においても、生物多様性基本法（平成２０年（２００８年））が制定されるなど、先進国としての役割を果たすため、様々な取組が進められています。

「東日本大震災」を経て

地球温暖化対策をはじめとする様々な環境施策が展開される中、平成２３年３月１１日に東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所事故が起こりました。この事故をきっかけに、原子力発電やエネルギーなどへの関心が急速に高まり、地球温暖化対策の取組は、再生可能エネルギーの積極的導入を進めるなどの新たな段階へと突入しました。

また、多くの尊い命や故郷の情景を奪った震災は、他者との関係性や地域とのつながりを再認識するきっかけともなり、生命や環境への関心も高まっています。

「持続的発展が可能な社会」づくり

生物多様性の低下や地球温暖化などの環境問題は、人口や食糧、経済などの社会の様々な状況と複雑に影響し合っています。このため、環境への取組は、全ての人々の認識をともにし、様々な観点から行われなければなりません。その一方で、人間社会の更なる発展も求められています。

環境問題の解決と人間社会の発展を同時に進めていくためには、環境・経済・社会が相互に作用して好循環を生みだす「持続的発展が可能な社会」の構築が不可欠であり、保全と発展が両立できる仕組みづくりが必要です。

未来の子ども達に向けて私たちができること

わが国では、平成５年（１９９３年）に「環境基本法」が制定されて以来、地方公共団体においても、良好な環境の保全及び創造、さらに持続的発展が可能な社会の実現に向けて、計画的かつ総合的な取組を行っていくことが責務となりました。

環境問題は、どれも「他人任せ」では済まないものです。環境問題の解決には、私たち一人ひとりが問題に対して自覚を持ち、自ら取り組んでいこうとする意識と行動が必要となります。この行動の積み重ねが環境の保全や創造、回復へとつながり、未来の子ども達に向けた大きな「贈り物」を生みだすこととなります。

更なる環境施策の進展のために

市では、平成１６年（２００４年）３月に、環境の保全、回復及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を制定しました。また、平成１８年（２００６年）３月には、「あきる野市環境基本計画」（以下「第一次計画」といいます。）を策定し、環境に関する取組を本格的に開始しました。

第一次計画が策定されてから１０年間、本市では、「あきる野市郷土の恵みの森構想」（以下「郷土の恵みの森構想」といいます。）や「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地球温暖化対策地域推進計画」といいます。）、「生物多様性あきる野戦略」（以下「あきる野戦略」といいます。）などの策定を経て、多様な主体の連携のもと、様々な取組が進められてきました。第一次計画の計画期間が平成２７年度（２０１５年度）で満了することに伴い、ここで策定する「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、これまで取組に携わってきた方々の決意と期待を受け継ぎ、市が進める環境施策を体系付けるものとなります。

２　基本理念

本計画の基本理念は、環境基本条例の基本理念に基づき、次のとおりとします。

（１）環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

（２）環境の保全等は、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

３　目的及び位置付け

本計画は、環境基本条例第８条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、本計画は、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものであるとともに、「あきる野戦略」などの環境分野における個別

計画等（以下「分野別計画」といいます。）の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています（図１）。

推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携して、調整を図っていくこととなります。

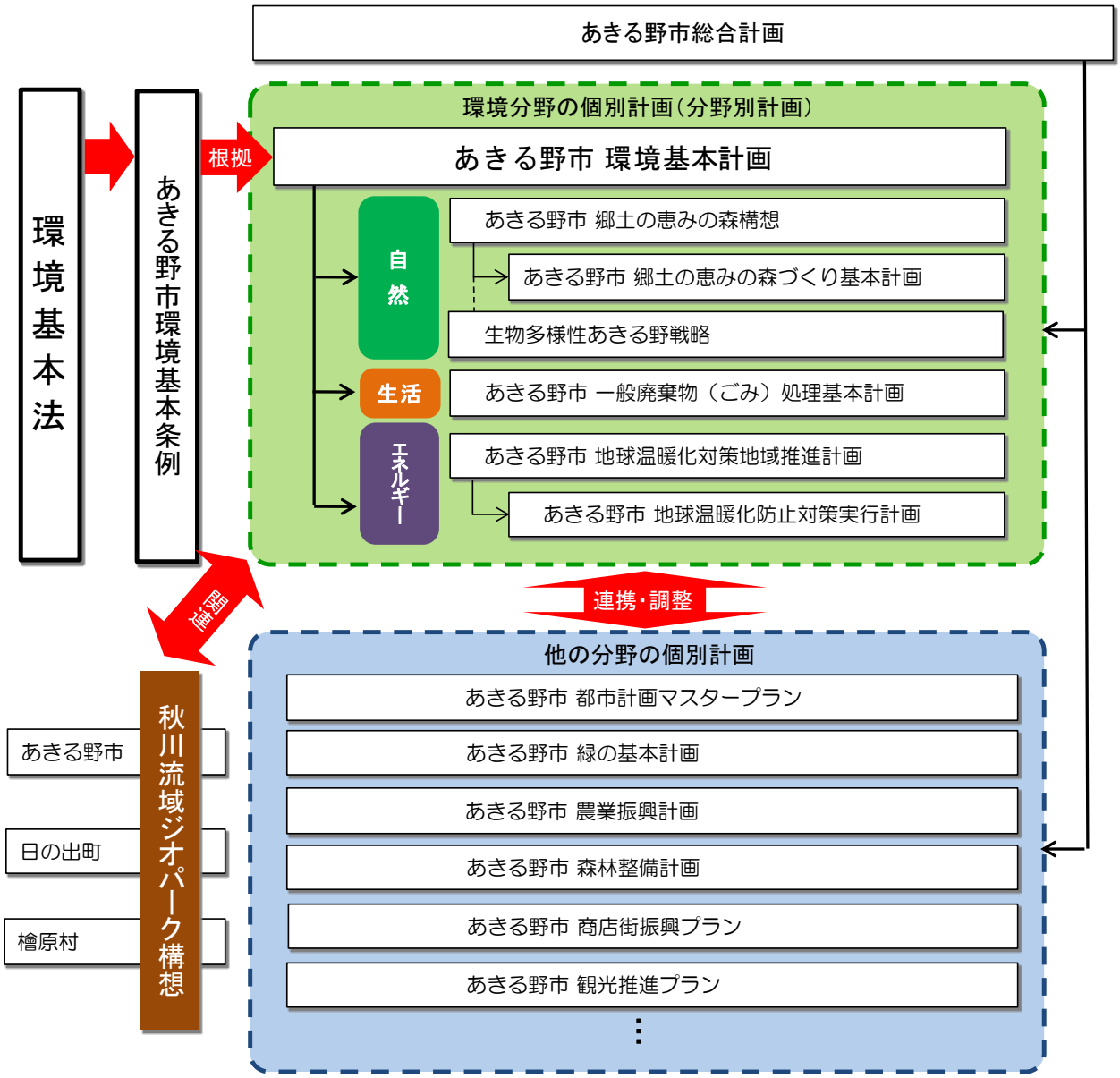

「郷土の恵みの森構想」や「あきる野戦略」は、様々な個別計画と横断に関わるものと位置付けていますが、環境基本計画の体系を分かりやすく示すため、個別計画との関連性を省略しています。

図１　環境基本計画の位置付け

４　基本方針と推進主体

本計画の基本方針は、第一次計画と同様、環境基本条例の基本理念に基づき、「市民・事業者・市の協働（連携・協力）によって、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」とします。

従って、本計画の推進主体は、引き続き、市民・事業者・市の三者になります（図

２）。ただし、国や東京都、近隣市町村との緊密な連携が必要となる施策や本市に訪れる観光客の協力が必要となる施策などについては、内容に応じて、推進主体に国や東京都、観光客などを加え、連携を図ることとします。

また、本計画の推進は、一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、各主体の役割や特性を活かして、協働しながら取り組んでいくものとします。

【第二次計画の基本方針】

市民・事業者・市の協働によって、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会を実現する

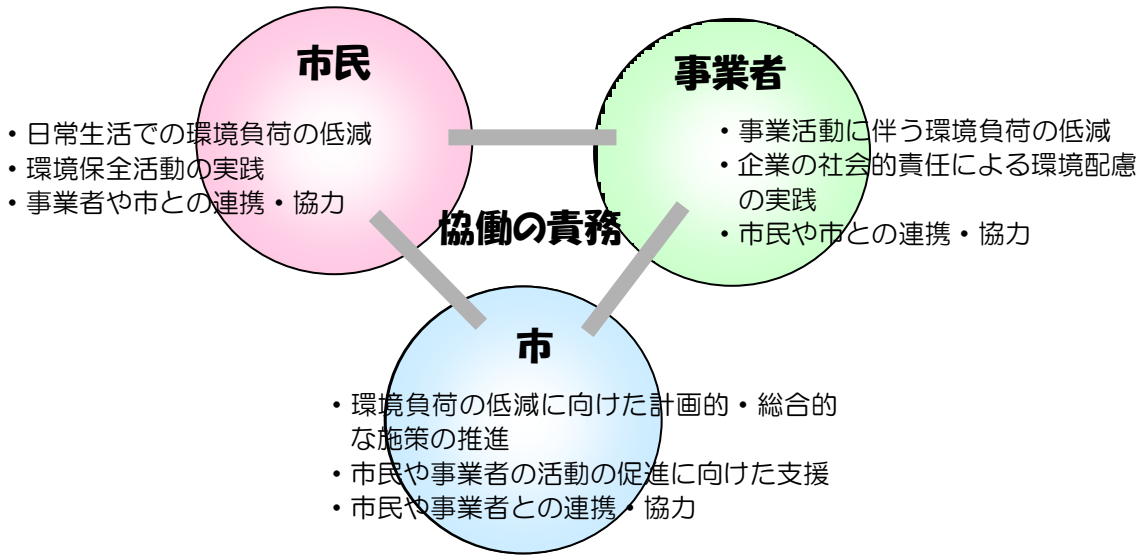

図２　各主体の役割

５　計画期間

本計画の計画期間は、平成２８年度（２０１６年度）を初年度とし、平成３７年度（２０２５年度）までの１０年間とします（図３）。

ただし、平成３２年度（２０２０年度）に上位計画である「あきる野市総合計画」の見直しが行われることを考慮し、計画期間の折り返し時期である平成３２年度（２０２０年度）に必要な見直しを行います。

また、社会情勢に大きな変化があった場合などは、上記に関わらず、見直しの必要性等を検討します。

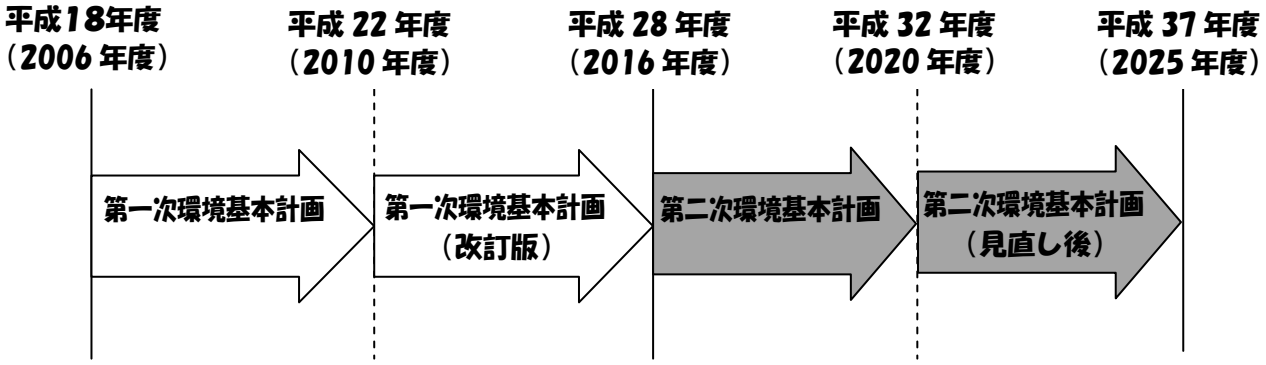

図３　環境基本計画の期間

6　対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」といった地域及び地球規模の環境と、これらから恩恵を受けている、又は影響を及ぼしている人間の活動や地域社会、まちづくりなどを含めた「人の活動」とします（図４）。

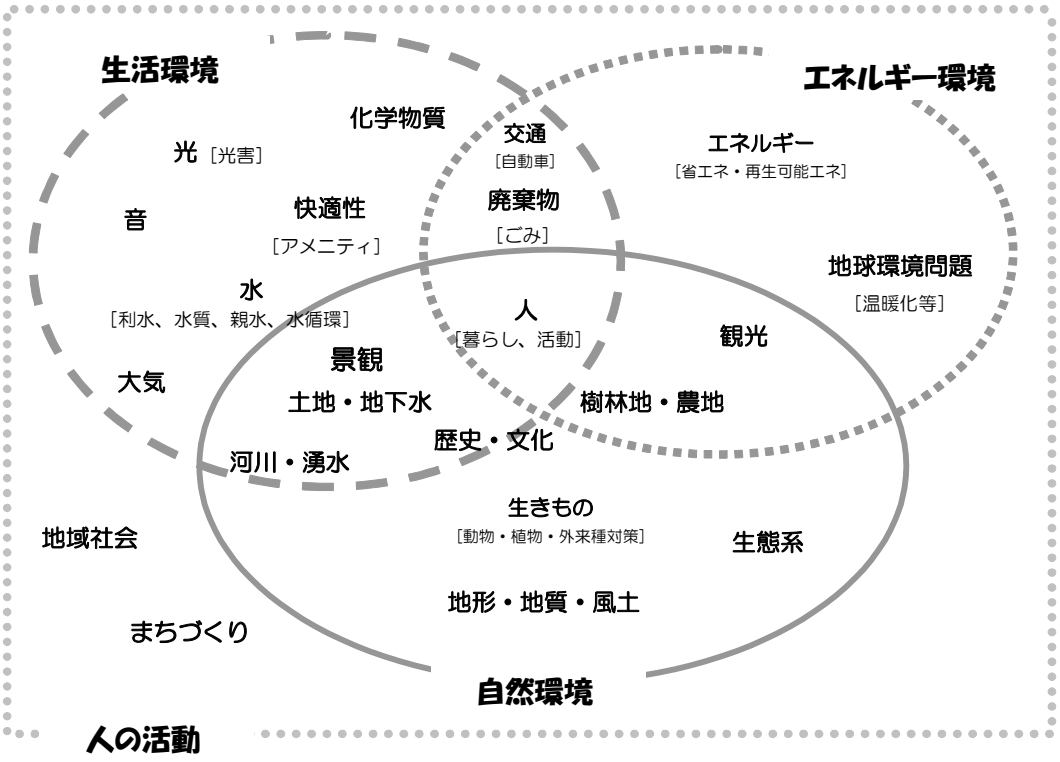

図４　対象とする環境の範囲

7　進行管理の考え方

本計画は、第一次計画と同様、計画に位置付けられた施策が着実に推進されているかなどについて、市民・事業者・市の三者が協働して、点検・評価を行います（第４章参照）。

また、本計画は、「あきる野戦略」や「地球温暖化対策地域推進計画」を包含するものであるため、これらの分野別計画の進行管理についても、本計画の進行管理と併せて行うものとします。

点検・評価に当たっては、施策の進捗状況のほか、関連指標の達成状況、市民満足度、環境保全活動の実施状況を基礎資料とします。

また、点検・評価の結果や、社会情勢及び市内外での環境の変化等をみながら、必要に応じて、点検・評価方法や関連指標の見直し、計画等の見直しを図っていくこととします。

第２章　第一次環境基本計画の評価と望ましい環境像

第２章では、本市の社会特性や環境に関する取組の推進状況、第一次計画の評価をまとめるとともに、望ましい環境像、分野別の方針、施策の体系を示しています。

１　本市の社会特性

（１）人口の推移

本市の人口は、増加を続けてきましたが、平成２４年（２０１２年）以降はほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化の進行に伴い、今後は減少傾向になると推計されています。また、地域によって人口推移に差異がみられ、市街化が進んでいる地域では人口が増えているのに対して、山間部等では人口が減っています。一方、核家族化や高齢者のみの世帯の増加を背景に、一世帯当たりの人口が減少しているのに対し、世帯数は増加を続けています（図５）。

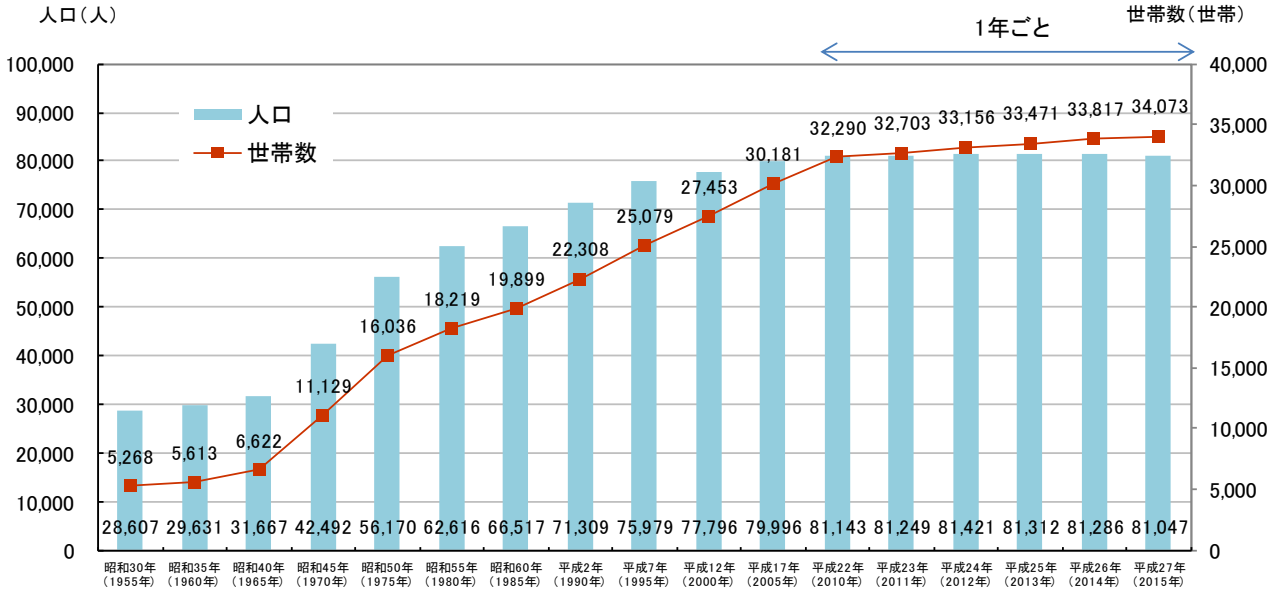

※　平成７年（１９９５年）までの人口は秋川市と五日市町の人口と世帯数を基に算出した。

（出典：住民基本台帳などから作成）

図５　人口と世帯数の推移

（２）産業構造の推移

本市の産業別就業者は、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）が中心となっています。第一次産業（農林水産業）の従事者は非常に少なく、小規模経営がほとんどです。

業種別割合の推移をみると、第一次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向であり、第二次産業（製造業、建設業など）は平成２年（１９９０年）以降、増加傾向から減少傾向に転じています（図６）。

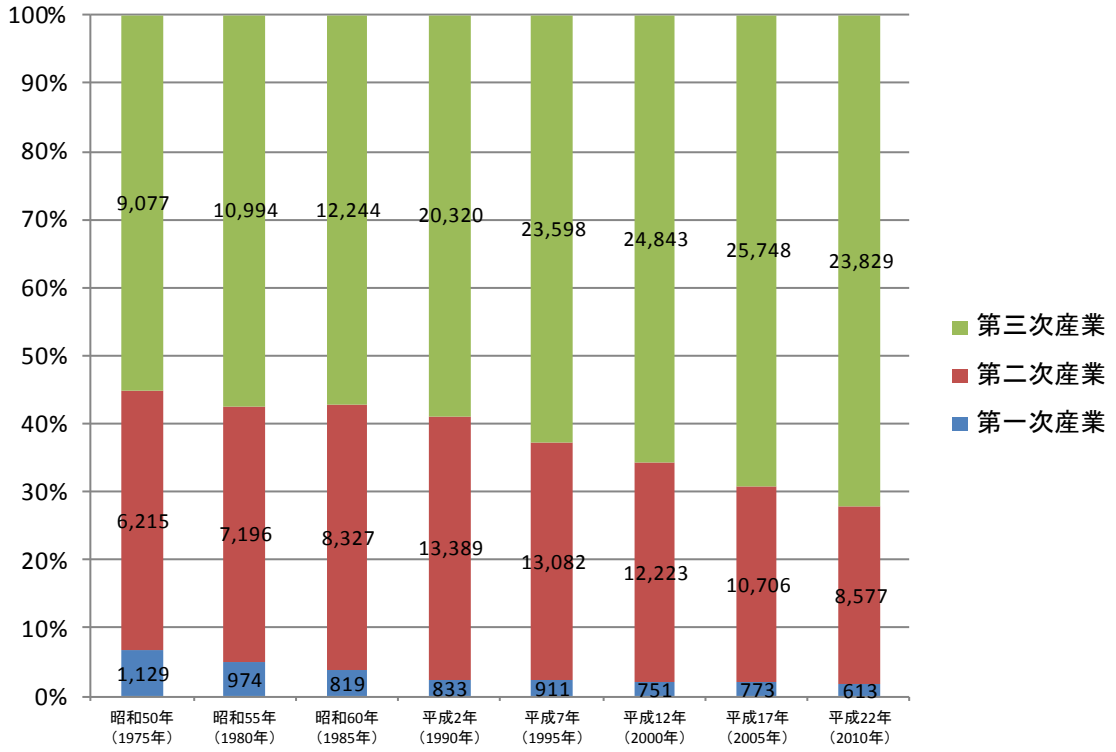

（出典：あきる野統計などから作成）

図６　産業別従事人口の割合

（３）土地利用及び道路整備の状況

土地利用の状況は、緑豊かな本市の特徴として、森林が市域の約６割となっています。森林の面積にあまり変化はみられませんが、樹種構成は、戦後の拡大造林により、かつての広葉樹林が減り、スギ・ヒノキ人工林が大幅に増えています。また、市街地は、東部の台地部を中心に広がっています（図７）。課税上の地目などから土地利用の変遷をみると、市街化が進んでいることが分かります。

土地利用の割合は、自然的土地利用（森林、原野、河川など）が約７０％、都市的土地利用（宅地、道路など、その他）が約２０％となっています（図８）。

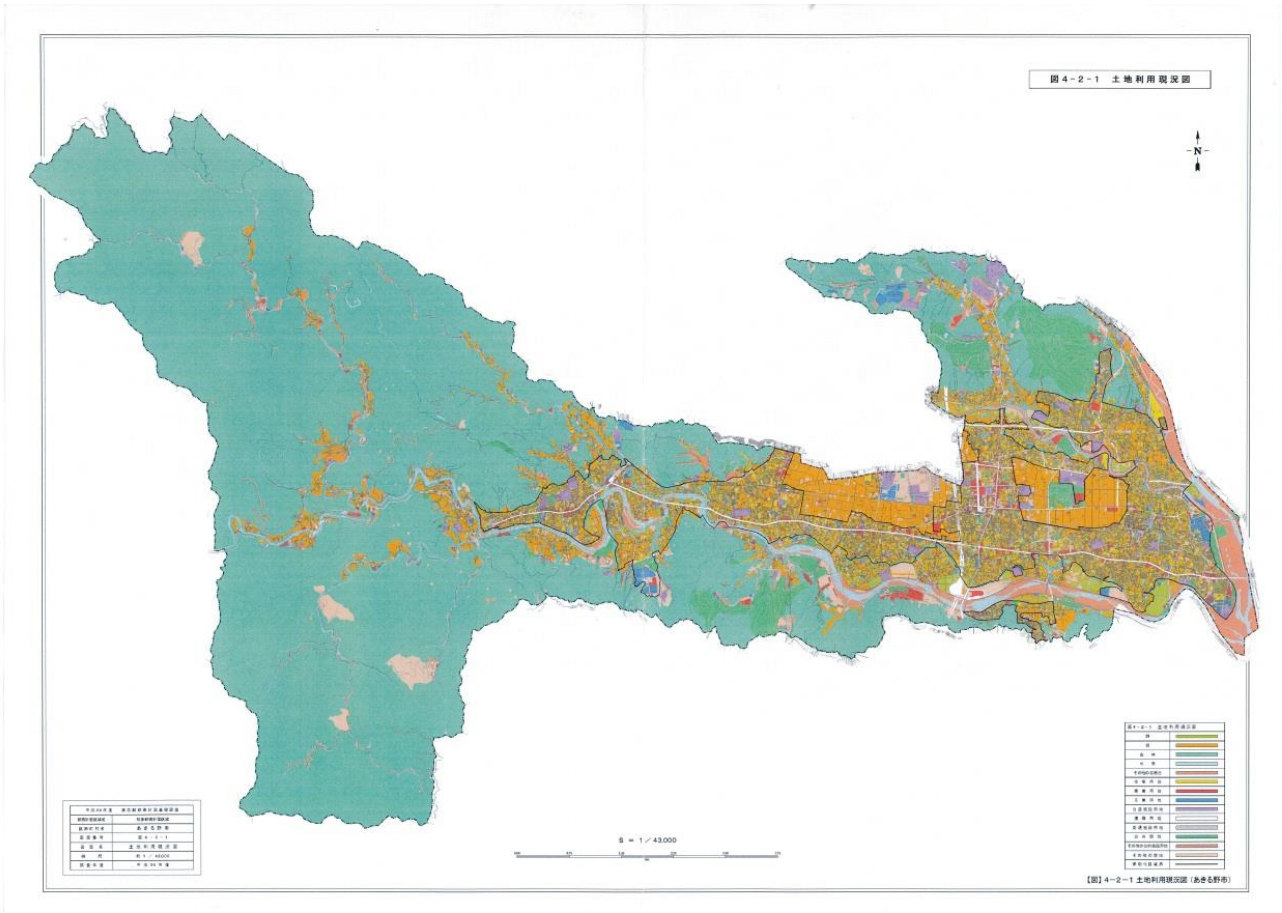

（出典：平成２４年度（２０１２年度）土地利用現況調査）

図７　土地利用状況

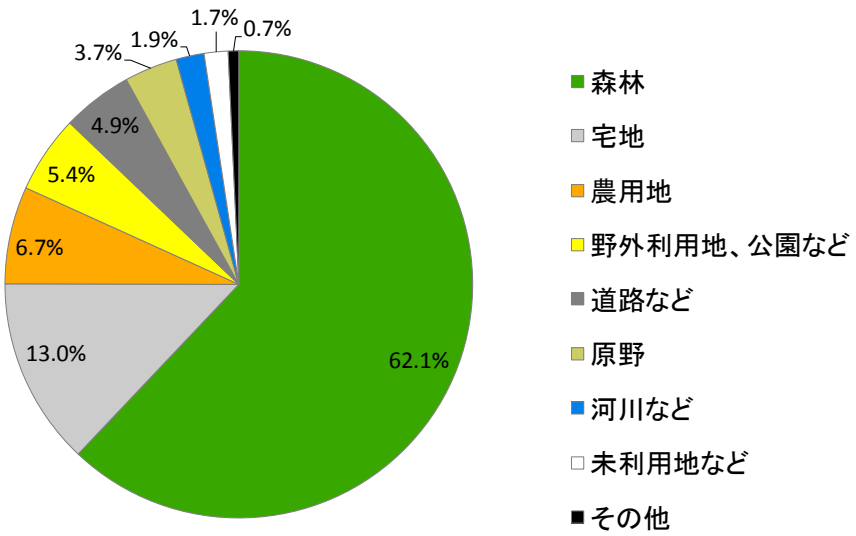

（出典：平成２４年度（２０１２年度）土地利用現況調査から作成）

図８　土地利用割合

本市の幹線道路網を構成する都市計画道路は２１路線で、総延長は約３９，０５０m、平成２７年（２０１５年）６月３０日現在の整備状況は６８．９６％となっています。

また、段階的に整備されている圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、中央自動車道や関越自動車道、東名高速道路、東北自動車道に接続され、本市から各方面へのアクセスが飛躍的に向上するなど、道路交通における利便性が増しています（図９）。

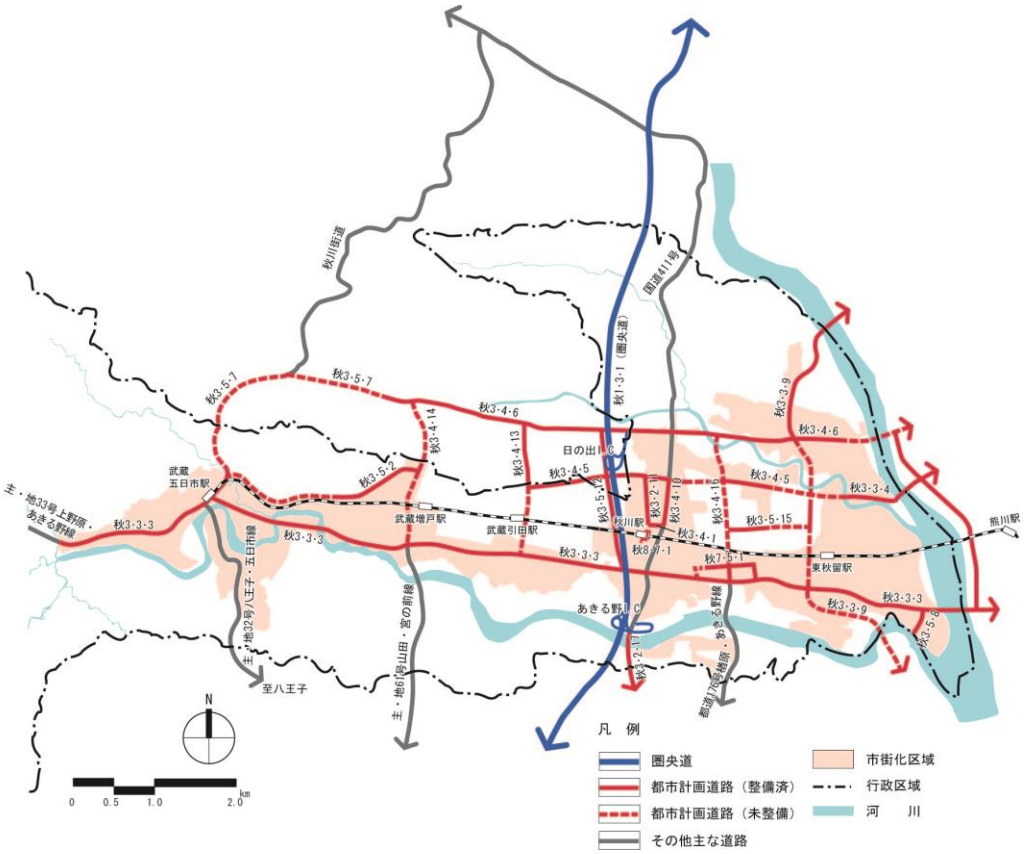

（出典：平成２３年（２０１１年）　あきる野市都市計画マスタープラン）

図９　都市計画道路等整備現況図

（４）自然公園の指定状況等

本市の自然公園などの区域指定に関するものとして、「自然公園法」や「自然環境保全法」「森林法」「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」「東京における自然の保護と回復に関する条例」「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」（以下「緑地保全条例」といいます。）といった法令などがあります。これらを根拠に、北西部の森林や南部・北部の丘陵が国立公園や東京都の自然公園に指定されているほか、東京都による保全地域、地方公共団体や企業との連携による森林の保全などが行われている地域があります（図１０）。

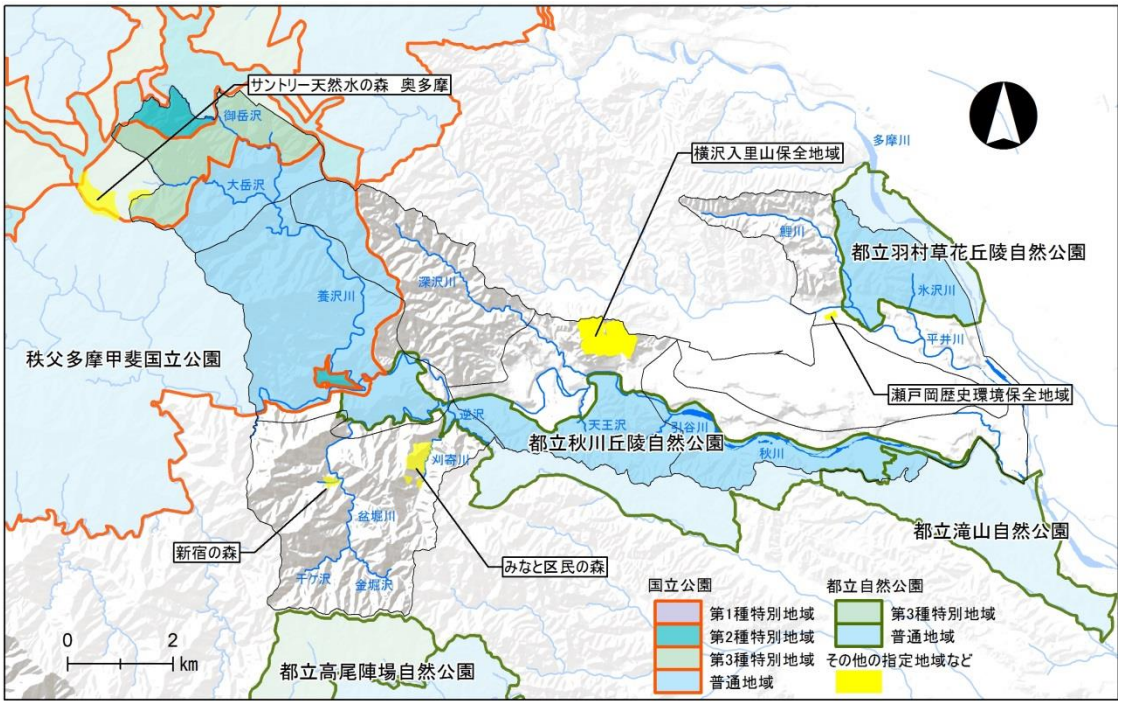

※　サントリー「天然水の森　奥多摩」は市域外の市有林です。

図１０　自然公園等指定地域図

２　本市の環境に関する取組

「人と緑の新創造都市」を掲げる市では、環境行政の推進のため、平成１６年（２００４年）に環境基本条例を制定し、平成１８年（２００６年）には、第一次計画を策定しました。第一次計画は、自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野から構成されています。各分野における施策の推進状況は次のとおりです。また、施策の推進状況を年表にまとめています（１４頁、図１１参照）。

（１）自然環境分野

第一次計画では、「豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ」という分野別目標のもと、本市の自然環境を把握するため、平成２１年（２００９年）から自然環境調査を進めました。この時に中心となったのは、市内の自然環境の調査研究に様々な場で携わってきた市民で構成する自然環境調査部会です。

調査結果は、本市の自然環境に親しみを持つ機会となるように、「知って守ろうあきる野の自然（リーフレット）」の発行に結びつくとともに、「あきる野市自然環境調査報告書（平成２１年度～２３年度）」（以下「自然環境調査報告書」といいます。）にまとめ、公開しました。

また、市域の約６割に及ぶ森林について、社会情勢の変化に伴う林業の衰退などにより、森林の健全性の低下が懸念されることから、平成２２年（２０１０年）に「人と森との新たな共生の姿の創出」を目指す「郷土の恵みの森構想」を策定しました。翌年には、同構想の具体的な実施方針を示した「あきる野市郷土の恵みの森づくり基本計画」（以下「郷土の恵みの森づくり基本計画」といいます。）を策定し、地域との協働による昔道及び尾根道の補修事業や景観整備事業（地域との協働による森づくり

事業）などの様々な事業に着手しました。

「郷土の恵みの森構想」の推進役として発足した「森林レンジャーあきる野」は、市町村レベルでは全国初となる森に関する専門家です。「地域との協働による森づくり事業」に参画するとともに、森のパトロールや生物調査、子ども達を対象とした環境教育などに取り組んでいます。

これらの取組により、本市の豊かな生物多様性が明らかにされるとともに、市全域における生物多様性の保全などが求められるようになり、平成２６年（２０１４年）に「あきる野戦略」を策定しました。「あきる野戦略」は、本市の多種多様な自然環境を物語るだけでなく、そこに棲む希少な生きものの存在も浮き彫りにし、本市が生物多様性の取組を本格的に進めていく姿勢を示すものとなりました。

このほか、あきる野市、日の出町、檜原村の秋川流域の３市町村では、平成２４年（２０１２年）から、秋川流域の地形・地質に着目した「秋川流域ジオパーク構想」の取組に着手し、地質・地形の保全などを進めています。

（２）生活環境分野

第一次計画では、「公害のない、魅力あふれる循環型のまちとする」という分野別目標のもと、公害や廃棄物への対策のほか、魅力あるまちづくりなどの様々な取組を進めました。

第一次計画策定以前から実施していた大気や水質などの環境調査のほか、法令に基づく公害対策を継続しました。

また、廃棄物対策としては、平成１６年（２００４年）から実施したごみの戸別収集・有料化のほか、一斉清掃、資源集団回収、ペットボトル等拠点回収などを実施し、資源循環型社会の構築に取り組みました。

本市や近隣町村のごみ処理を担う西秋川衛生組合ごみ処理施設は、稼働から３０年余が経過し、老朽化が進んでいることや焼却灰を埋める最終処分場が一杯になってしまうなどの課題が指摘されていました。これらの課題を解決するため、新たな施設の整備が進められ、平成２６年（２０１４年）４月から新炉が稼働しました。最新設備の導入により、処理できるごみの対象が拡大するとともに、処理に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電し、施設内の空調設備などの電力として利用する循環型の施設となりました。

自然環境分野で様々な施策が開始される中、本分野では廃棄物対策が大きく進展しました。

（３）エネルギー環境分野

第一次計画では、「わがまちから地球温暖化に対応する」という分野別目標のもと、様々な地球温暖化対策の取組を進めてきました。

本市では、平成１０年（１９９８年）に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業について、率先して地球温暖化対策に取り組むこととし、平成１３年（２００１年）に「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」（以下「地球温暖化防止対策実行計画」といいます。）を策定しました。

平成１３年（２００１年）の新庁舎の稼動開始とともに取得認証した環境マネジメントシステムの国際規格である「ＩＳＯ１４００１」や「地球温暖化防止対策実行計画」に基づく取組により、職員の環境に対する一定の知識やスキルが備わったことから、平成２１年（２００９年）には、市独自の環境マネジメントシステムとなる「あきる野市公共施設におけるエコ活動」（以下「エコ活動」といいます。）を定め、環境活動の指針として取組を進めています。さらに「地球温暖化防止対策実行計画」については、第三次計画の策定に至っています。

また、市域全体を対象とする地球温暖化対策を推進するため、平成２６年（２０１４年）に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。この計画では、家庭や事業所における地球温暖化対策の推進などを示しています。

（４）人の活動分野

第一次計画では、「市民・事業者・市が協働して行動していく」という分野別目標のもと、情報共有や環境教育の充実、第一次計画の推進に向けた市民・事業者・市による新たな組織の設置などを進めました。

この成果として、平成１９年（２００７年）に発足した「あきる野市環境委員会」（以下「環境委員会」といいます。）は、市民・事業者・市の協働組織であり、第一次計画の施策進捗状況調査の確認を行うとともに、グリーンカーテンコンテストなどの取組を企画・推進しています。

また、平成２１年（２００９年）から、環境委員会による施策進捗状況調査の結果などをまとめた「あきる野市環境白書」（以下「環境白書」といいます。）を毎年作成し、公表するなど、情報発信の大きな成果がありました。

環境教育においても、体験学習施設である「小宮ふるさと自然体験学校」や公募した小学生が森林レンジャーあきる野とともに森づくりを行う「森の子コレンジャー活動」が開始されるなど、各種施策の進展に伴う新たな取組が行われています。

さらに、「郷土の恵みの森づくり基本計画」に基づく「郷土の恵みの森づくり事業」において、地域との協働による森づくりを支援するボランティア組織「森林サポートレンジャーあきる野」（以下「森林サポートレンジャー」といいます。）を発足するなど、様々な主体の協働による取組も進めています。

年	自然環境分野	生活環境分野	エネルギー環境分野	人の活動分野
平成 16（2004）	・環境基本条例制定			
		・ごみの戸別収集開始 ・市指定ごみ袋の有料化		
平成 17（2005）				
平成 18（2006）	・環境基本計画（第一次計画）策定			
平成 19（2007）				・第１期環境委員会発足
平成 20（2008）			・第二次地球温暖化防止対策実行計画策定	
平成 21（2009）	・自然環境調査部会による自然環境調査開始		・エコ活動開始	・環境白書作成開始（以降毎年度作成・公表）
平成 22（2010）	・郷土の恵みの森構想策定 ・森林レンジャーあきる野発足			・第２期環境委員会発足 ・森林サポートレンジャーあきる野発足
平成 23（2011）	・環境基本計画改訂			
	・郷土の恵みの森づくり基本計画策定	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定		・森の子コレンジャー活動開始
平成 24（2012）	・「知って守ろうあきる野の自然」発行 ・秋川流域ジオパーク構想取組開始			・小宮ふるさと自然体験学校開校
平成 25（2013）	・「自然環境調査報告書」発行	・ごみの分別方法の変更	・第三次地球温暖化防止対策実行計画策定	・第３期環境委員会発足
平成 26（2014）	・生物多様性あきる野戦略策定	・新ごみ処理施設稼働	・地球温暖化対策地域推進計画策定	
平成 27（2015）	（・環境基本計画（第二次計画）策定に着手）			

図１１　本市の環境に関する取組（年表）

３　第一次計画の評価

（１）第一次計画の目標

平成１８年度（２００６年度）から平成２７年度（２０１５年度）までを計画期間とする第一次計画は、計画全体の目標として、望ましい環境像を定めるとともに、分野別の目標を設定しました（図１２）。

本計画の策定には、第一次計画を評価し、課題等を抽出することが必要です。

分　　野	目標（望ましい環境像）
全　　体	歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野
自然環境	豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ
生活環境	公害のない、魅力あふれる循環型のまちとする
エネルギー環境	わがまちから地球温暖化に対応する
人の活動	市民・事業者・市が協働して行動していく

図１２　第一次計画の目標

（２）評価方法

①　評価対象の設定

評価は、第一次計画に沿って、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の４分野のほか、４分野の評価を統合した全体の５つに分けて行います。

②　評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、「平成２５年度　あきる野市環境白書」や、本計画の策定に伴い平成２６年度（２０１４年度）に実施した市民・事業者を対象とする「環境に関するアンケート調査」の結果などを活かし、次のア～エの４つとします。複数の指標を用いることで、実際の状況に沿ったより正確な評価を行います。

また、それぞれの指標について行われた評価を５点満点で点数化し、「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

なお、「環境に関するアンケート調査」の結果は、資料編に掲載しています。

ア　施策進捗状況

施策進捗状況は、第一次計画における各施策の進捗を示したものです。平成２５年度　あきる野市環境白書」における施策進捗状況評価を対象とし、各施策の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します（図１３）。

実施状況	評　価	点　数
定常的実施	A	５
一部着手	B	３
未着手	C	１
完了	F	５

図１３　施策進捗状況の配点表

＜例＞

分野	関連する施策・事業	評　価	点　数
自然環境	自然環境調査の実施	A	5

イ　関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

第一次計画では、施策ごとに目標を設定し、目標達成の指標として、「関連指標」又は「目標達成のめやす」を定めています。平成２５年度（２０１３年度）を対象とし、関連指標及び目標達成のめやすの達成状況の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します。

なお、関連指標及び目標達成のめやすには複数の項目があり、項目と達成状況を資料編に掲載しています（図１４）。

達成状況	評　価	点　数
目標値を達成している	A	5
現在の取り組みを継続、拡大すれば目標値を達成できる	B	4
現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある	C	3
目標を達成していない	D	2
今年度は評価ができない	Z	1

図１４　関連指標及び目標達成のめやすの達成状況の配点表

＜例＞

分野	指標	目標	実績	評　価	点　数
自然環境	あきる野百景の認知度	７０％	６９．９１％	B	4

ウ　環境に対する市民満足度

環境に対する市民満足度は、「環境に関するアンケート調査」の結果を示したものです。自宅周辺と市全域の環境をどう感じているか尋ねた設問（市民編問４）における「あきる野市全域」に対する回答を対象としています。満足度は、「そう思う」と「ややそう思う」の回答件数の合計から判定しています。また、満足度の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します（図１５）。

なお、市民満足度に関わる設問には複数の項目があります。

満足度	評　価	点　数
７０％以上	A	5
５０％以上７０％未満	B	4
３０％以上５０％未満	C	3
１５％以上３０％未満	D	2
１５％未満	E	1

図１５　市民満足度の配点表

＜例＞

設問項目　山地や丘陵地、農地などの豊かな自然環境が良好な状態で保たれている

回　　答　そう思う　９５件、ややそう思う　２８４件、回答数７０３件

満 足 度　（９５＋２８４）÷７０３＝０．５３９１１…＝５３．９１％→評価B→点数４

エ　環境保全活動の実施状況

環境保全活動の実施状況は、「環境に関するアンケート調査」と平成２４年（２０１４年）に実施した「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の結果を示したものです。

「環境に関するアンケート調査」の環境に関する取組について尋ねた設問（市民編問７、事業者編問６と問８）及び「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の地球温暖化対策に関する取組について尋ねた設問（市民編問４と問５、事業所編問４～問８）の回答を対象としています。

また、実施率は、各設問項目における「常に取り組んでいる」と「気付いたときなどに取り組んでいる（時々取り組んでいる）」の回答件数の合計から判定しており、実施率の評価に応じた点数のほかに、評定として、平均点を算出します（図１６）。

なお、地球温暖化対策に関するアンケート調査結果は、「地球温暖化対策地域推進計画」の資料編に掲載しています。

実施率	評　価	点　数
７０％以上	A	５
５０％以上７０％未満	B	４
３０％以上５０％未満	C	３
１５％以上３０％未満	D	２
１５％未満	E	１

図１６　環境保全活動の実施状況の配点表

＜例＞

設問項目　山地や丘陵地、市街地の緑を保全する活動（参加や協力を含む）

回　　答　常に取り組んでいる　２１件、気付いたときなどに取り組んでいる　９６件、回答数７０３件

実 施 率　（２１＋９６）÷７０３＝０．１６６４２…＝１６．６４％→評価D→点数２

（３）評価結果（各分野、全体）

（２）の評価方法に基づき、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の各分野について、施策進捗状況、関連指標及び目標達成のめやすの達成状況、環境に対する市民満足度、環境保全活動の実施状況のそれぞれに対する評定を算出し、その結果をグラフにしたものから評価を行いました。

また、全体については、分野ごとに全評価指標の評定の平均値をグラフにしたものと評価指標ごとに全分野の評定の平均値をグラフにしたものから評価を行いました。

ア　自然環境分野（図１７）

（ア）施策進捗状況

「モデル地区の設定」など、実施に至らなかった施策もありますが、「郷土の恵みの森構想」の策定・推進や「あきる野戦略」の策定などにより、４．３４という高い評定となりました。

特に、本市の特徴である森林を対象とした「郷土の恵みの森づくり事業」において、森林が有する様々な価値が再認識されるとともに、「地域との協働による森づくり事業」などの各種事業が進められたことが、本分野の施策を後押ししました。

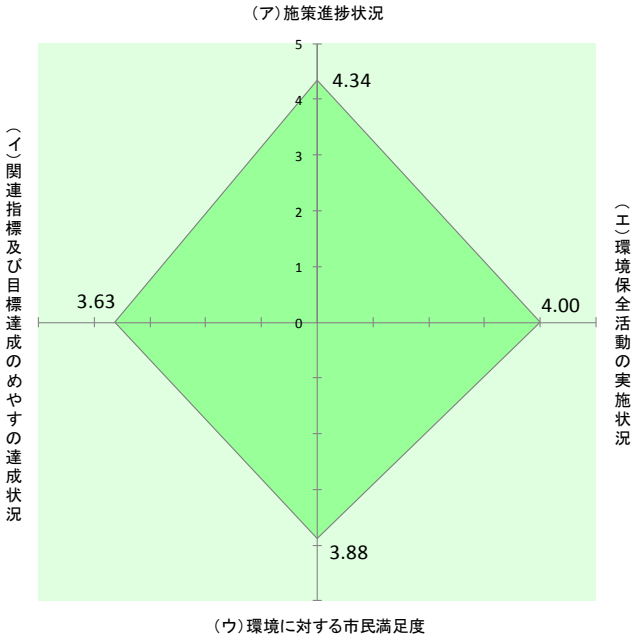

図１７　自然環境分野の評価

（イ）関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

「『あきる野百景』の認知度」など、高い評価を得た項目もありますが、「あきる野版ＲＤ（レッド・データ）種の認知度」など、施策自体が実施に至っていないことや、実績を把握できないことにより評価できない項目などがあったため、評定は３．６３となりました。

（ウ）環境に対する市民満足度

多くの項目がＢ評価ですが、「野生動物による生活への影響」「観光などによる自然環境への影響が出ている」などの項目がやや低く評価されたため、評定は３．８８となりました。

（エ）環境保全活動の実施状況

市民の取組（山地や丘陵地、市街地の緑を保全する活動や河川の清掃活動）の実施率は低いものの、事業者の取組の実施率が高いため、評定は４．００となりました。今後は、市民による保全活動の実施状況の増加に向けた取組が必要です。

（オ）まとめ

本分野は、すべての評価指標において高い評定となりましたが、（エ）で示すとおり、市民の環境保全活動の実施率の向上を図る必要があります。今後の施策展開においては、更に多様な主体が保全活動に参画できるよう工夫が必要です。

イ　生活環境分野（図１８）

（ア）施策進捗状況

「電線の地中化」や「散策路・遊歩道の整備」など、実施に至らなかった施策もありますが、その他の殆どの施策が推進されたことにより、４．４７という高い評定となりました。

この背景には、廃棄物関連の施策の推進や環境に対する関心度の向上による施策の進展（地元野菜の普及など）があります。

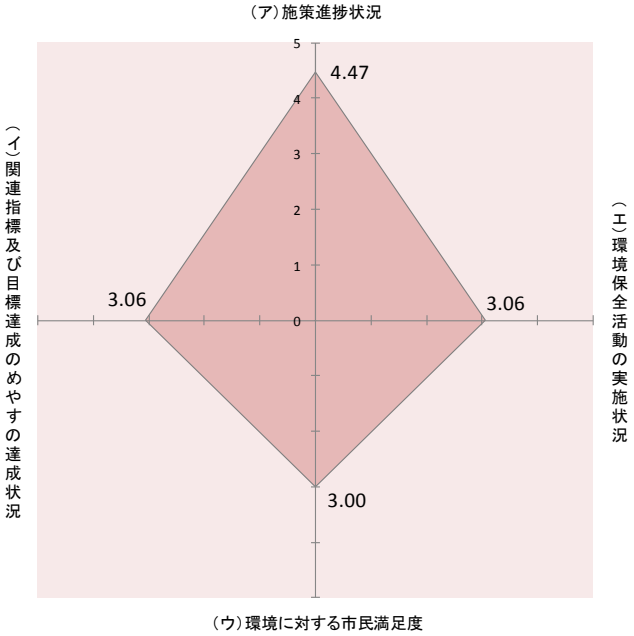

図１８　生活環境分野の評価

（イ）関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

廃棄物関連施策の推進に伴い、「市民一人一日当たりのごみ排出量」や「ごみの資源化率」「一斉清掃の参加者数」など、高い評価を得た項目もありますが、「『歩きたくなるみち』の箇所数」や「市民や来訪者の『歩きたくなる度』」など、実績を把握できないことにより評価できない項目があったため、評定は３．０６となりました。

（ウ）環境に対する市民満足度

多くの項目がＣ評価のため、評定は３．００となりました。「公園の緑などが街づくりに活かされている」「景観が美しい」など、本市の豊かな自然環境につながる項目が高く評価された一方で、「管理されていない空き地や空き家が多い」「不法投棄が多い」などの項目は低く評価されています。社会的背景から、今後も空き地や空き家は増加すると予想され、そうした状況を見据えた施策の実施・推進が必要です。

（エ）環境保全活動の実施状況

「生ごみの堆肥化や水きりによるごみの減量」など、市民による取組の実施率が非常に高い一方で、「トレイなどの店頭回収を行う」など事業所による取組の実施率が低いため、評定は３．０６となりました。この背景には、全事業所の大半を中小規模の事業所が占めている本市の状況があり、「トレイなどの店頭回収を行う」などの規模の大きな事業所に適した取組が困難であることなどが推察されます。今後は、中小規模事業所を対象とした環境保全活動の促進に向けた施策が必要です。

（オ）まとめ

本分野は、施策進捗状況が高い評定となったものの、その他の評価指標では、ほぼ中程度の評定となっています。市の施策の進捗によってより良い生活環境が創出されるよう、更なる工夫が必要です。また、明白な課題については、将来を見据えた対策の実施が求められます。

ウ　エネルギー環境分野（図１９）

（ア）施策進捗状況

「『車に乗らない日』の普及・啓発」や「自転車専用のインフラ整備」など、研究・検討の結果、実施が困難な施策もありますが、その他の殆どの施策が推進されたことにより、４．３２という高い評定となりました。

この背景には、地球温暖化対策について、比較的早く取り組み始めたことと、本市の特性であり、二酸化炭素の吸収・固定機能を有する森林に着目した施策を実施したことがあります。

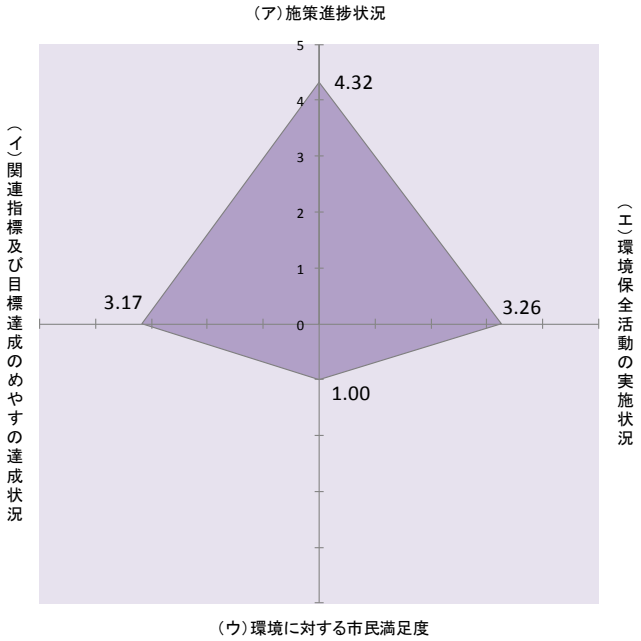

図１９　エネルギー環境分野の評価

（イ）関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

「地球温暖化に関する環境教育実施校数」や「エコドライブ実施状況」など、非常に高い評価を得た項目もありますが、「家庭での電力使用量」や「住宅用太陽光発電導入累計件数」など、実績を把握できないことにより評価できない項目があったため、評定は３．１７となりました。

（ウ）環境に対する市民満足度

該当する項目が「太陽光発電などの導入状況」のみであり、評定は非常に低い水準である１．００となりました。

この背景には、該当する一項目について、市民の実施状況が比較的低かったことがあげられます。

（エ）環境保全活動の実施状況

地球温暖化や光熱水費に対する意識の高まり、東日本大震災に伴う節電の定着などの要因から、省エネの取組の実施率は非常に高くなっています。しかし、「低燃費車や低公害車の導入」「太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器等の導入」などの取組の実施率は低く、評定は３．２６となりました。この結果には、各種取組の実施に伴う難易度（資金が必要、手間がかかるなど）が大きく影響していると思われます。

（オ）まとめ

本分野は、評価資料が不足している市民満足度を除いた３つの評価指標で、ほぼ中程度の評定となりました。しかし、各評価指標の中では、項目などによって点数にバラつきがみられます。今後は、様々な取組が万遍なく行われるように、身近な取組から難易度の高い取組へ導引できる施策が求められます。

エ　人の活動分野（図２０）

（ア）施策進捗状況

事務作業を中心とする「『環境白書』の作成・公表」や「環境教育の場の充実」「郷土の恵みの森づくり事業」と関連する事業など、推進された施策もありますが、「研究・活動実績等の場づくり」や「協働・団体等のネットワーク化」などの実施に至らなかった施策があることにより、評定は３．３８となりました。

今後は、市と団体の結びつきだけでなく、団体同士の結びつきを強化する施策が必要です。

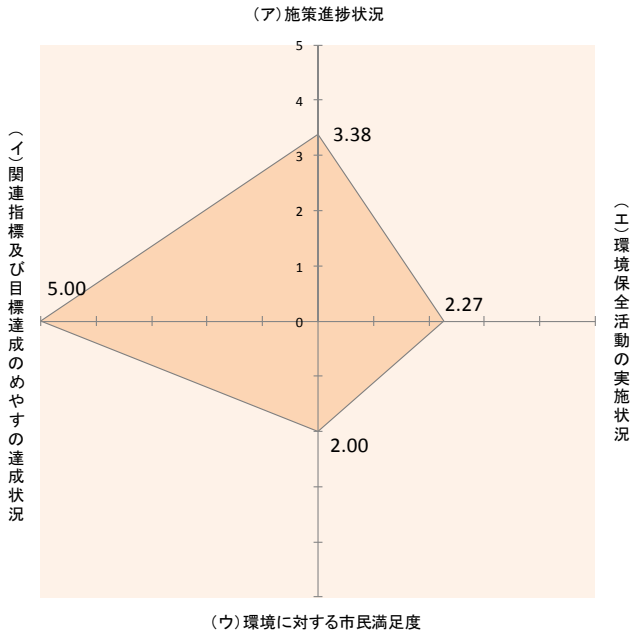

図２０　人の活動分野の評価

（イ）関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

「『環境白書』の作成・公表」をはじめ、すべての項目がＡ評価であったため、評定は５．００となりました。

（ウ）環境に対する市民満足度

（イ）の関連指標及び目標達成のめやすの達成状況が満点である一方で、市民満足度の評定は低い水準である２．００となりました。

「学校や地域で環境教育が進んでいる」「市民や市民団体による環境保全活動などが活発である」の２項目がともにＤと評価されたことで、実際に環境教育や環境保全活動が広がりつつあることが、市民に認知されていないという状況が明らかとなりました。

このため、市の施策などをより分かりやすい方法で進め、情報発信や普及啓発に向けた施策が必要です。

（エ）環境保全活動の実施状況

本分野の環境保全活動は、すべて事業者が主体であり、「釣り客へのマナーの徹底や注意を呼びかける」などの項目が高い評価である一方、その他ではＥ評価が多く、評定は２．２７となりました。

この背景には、市民による環境保全活動の実施状況が把握できていないことや、中小規模の事業所が環境保全活動に着手しにくいことが考えられます。

（オ）まとめ

本分野は、関連指標及び目標達成のめやすの達成状況が極めて高い評定となったものの、その他の評価指標では、やや低い評定となっています。また、施策進捗状況においては、施策間の進捗の差が顕著になっています。

今後は、現在進捗が図られていない施策のあり方を検討するとともに、施策がより多くの市民に認知されるよう、情報発信を進めていく必要があります。

オ　全体（図２１）

（ア）分野ごと

全体的に、中程度からやや高い評定となりました。このことから、第一次計画によって、本市の環境施策が進展し、各分野における環境の一定の向上が図られたといえます。

評定が最も高い分野は、自然環境分野です。この背景には、「郷土の恵みの森構想」などによる自然環境分野の各種施策の進展が考えられます。自然環境分野については、今後も「あきる野戦略」に基づく施策を推進していきます。

また、生活環境分野においても、廃棄物関連施策の推進などにより、一定の成果が得られている状況です。

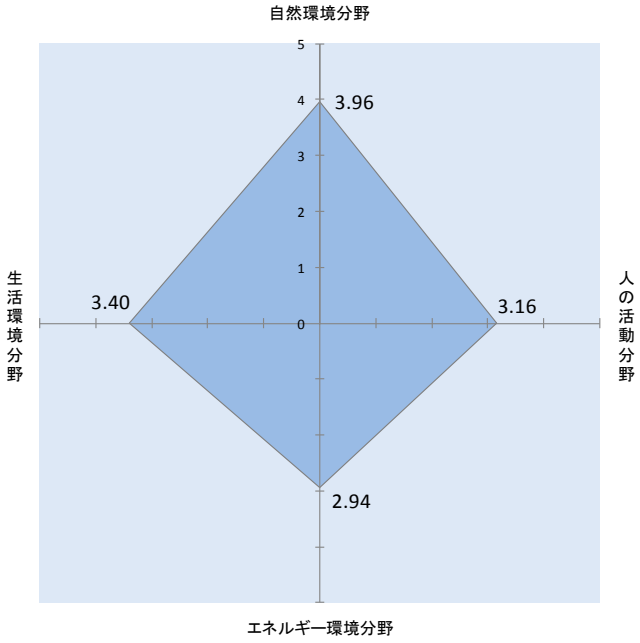

図２１　全体の評価（分野ごと）

一方、エネルギー環境分野は、市民満足度の資料が少ないため低い評定となっていますが、「地球温暖化対策地域推進計画」の推進などにより、今後向上が見込まれます。

人の活動分野においては、進捗が図られている施策を継続しながら、対応できていない課題に対する施策展開を図る必要があります。

（イ）評価指標ごと（図２２）

施策進捗状況と関連指標及び目標達成のめやすの達成状況は高い評定となったものの、市民満足度と環境保全活動の実施状況は、やや低い評定となりました。

今後は、市の施策が、市民や事業者による環境保全活動実施のきっかけとなるような工夫が必要です。市民が取組に参加することで、市民満足度の向上も期待されます。

第一次計画によって、施策の推進が着実に図られ一定の成果が出ていることから、第二次計画では、その成果をいかに拡大していくかが求められます。

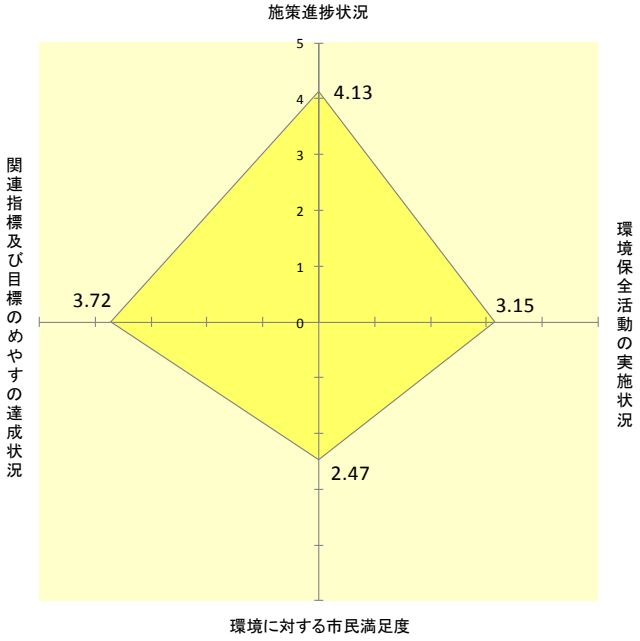

図２２　全体の評価（評価指標ごと）

４　望ましい環境像

本市の環境の特性と課題を考慮し、将来を見据えた望ましい環境像は、第一次計画に引き続き、次のとおりとします。

＜望ましい環境像＞

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

（１）望ましい環境像の考え方

本市は、東京都内にありながら、豊かな自然が残り、様々な生きものが暮らすまちです。本計画の策定に伴い、平成２６年（２０１４年）に実施した「環境に関するアンケート調査」においても、多くの市民が本市の魅力を「山々や丘陵などにみられる緑が豊かなところ」「河川が多いところ」「田園風景があるところ」「色々な生きものがみられるところ」と答えています（図２３）。

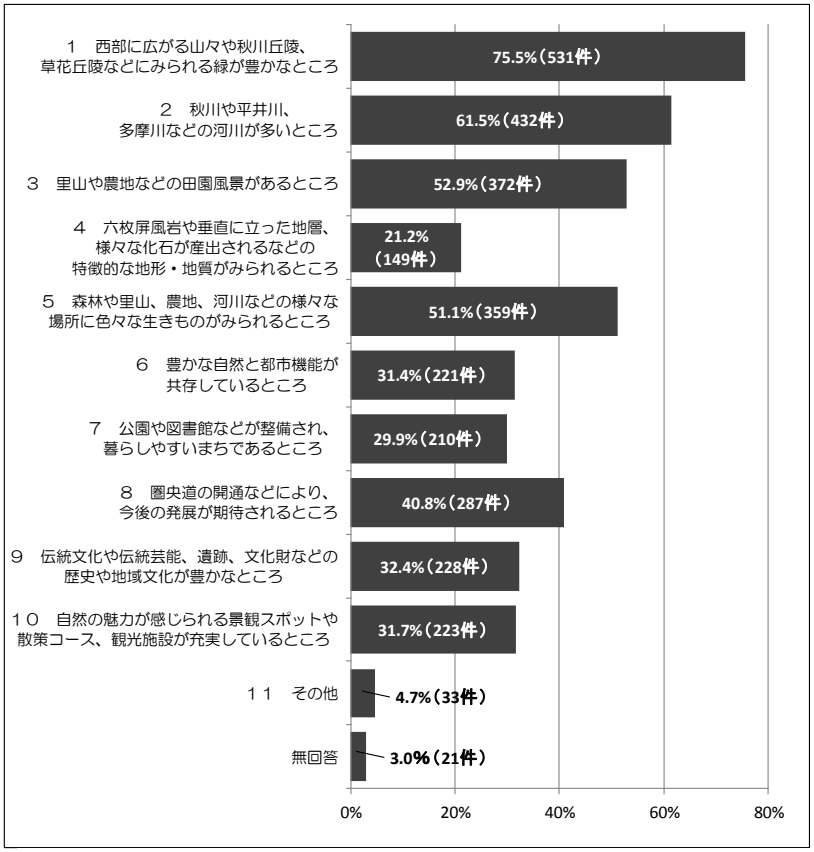

図２３　環境に関するアンケート調査結果（市民編）～問１あきる野市の魅力について

しかし、これらの豊かな自然環境は、都市化や社会環境の変化による適正管理の不足などにより、質や量の低下がみられ、身近な生きもの達も少しずつ姿を消しています。

緑豊かな本市の環境は、市民や事業者、市の共通の財産です。これを未来の子ども達に引き継いでいくためには、推進主体の協働により、生物多様性の保全をはじめ、廃棄物の減量や安全なまちづくり、地球温暖化対策など、持続的発展が可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

より良い環境を未来へと守り残していくことは、現代に生きる私たちの役割なのです。

（２）望ましい環境像のイメージ

望ましい環境像のイメージは、第一次計画を概ね継続します。

奥多摩へ連なる山々から東へ目を移すと、五日市地区の森林や秋川丘陵・草花丘陵の里山、秋留台地に広がる畑と河川沿いに並ぶ水田が懐かしい風景を紡ぎ、きらきらと光を湛えた秋川や平井川のせせらぎが聞こえてきます。私たちが目指すのは、豊かで美しい自然に抱かれて遊ぶ子ども達の姿を眺めながら、誰もがつい歩きたくなってしまうようなまちです。

鳥や昆虫、動物、植物など、市内のどこを見ても、様々な生きものが互いに良好な関係を保ちながら生き生きと暮らしています。清潔で、魅力あふれる街並みの中で、自由に行われる活動と快適で安心な人々の暮らしが成り立っている、誰もがあきる野に住みたい、ずっと住み続けたいと思うようなまちを目指します。

（３）分野別の方針

望ましい環境像である「歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野」の実現に向け、第一次計画と同様に、自然環境、生活環境、エネルギー環境及び人の活動の４分野により施策を進めていきます。

＜自然環境分野＞

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

自然環境分野では、基盤となる本市の生物多様性について、自然環境調査の継続等により現状を把握するとともに、保全と活用の循環により生物多様性の維持・向上と地域活性化を図り、豊かな緑と水に育まれた様々な恵みを次世代に引き継いでいきます。

＜生活環境分野＞

快適で緑あふれる循環型のまちの創出

生活環境分野では、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害がなく、市街地に緑があふれ、誰もが快適に暮らせる、環境への負荷の少ない循環型のまちの創出を進めていきます。

＜エネルギー環境分野＞

市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

エネルギー環境分野では、地球温暖化対策の更なる推進に向け、市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネやエコドライブ等に取り組むとともに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全等に取り組んでいきます。

＜人の活動分野＞

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

各分野に示された施策を進めていくためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を継続するとともに、互いに連携・協力することが必要です。

人の活動分野では、三者の情報共有を図るほか、取組の継続に向け、将来を担う子ども達や取組の担い手、後継者の育成を進めるとともに、三者が協働できる体制の構築や機会の創出を進めていきます。

5　分野別方針と施策の体系

望ましい環境像の実現に向けた分野別の方針と、それらの実現のために実施すべき施策の体系を示します。

分野別方針と施策の体系

【望ましい環境像】

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

【分野別方針】　【施策の柱】　【施策】（下線は重点施策）

自然環境分野
豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

- 1．基礎情報の調査・収集
  - (1) 生物多様性の把握・モニタリングの継続
  - (2) 保全・再生・活用すべき場所の抽出
  - (3) 生物多様性に関する情報の共有化
- 2．生物多様性の保全
  - (1) 生物多様性を保全する仕組みづくり
  - (2) 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
  - (3) 生態系の保全に向けた取組の推進
- 3．生物多様性の創出
  - (1) 恵み豊かな緑と水の創出
  - (2) 市街地における緑の保全・創出
- 4．生物多様性の活用
  - (1) 地産地消の推進
  - (2) 生物多様性を活かした商品等の開発
  - (3) 生物多様性を活かした観光振興

生活環境分野
快適で緑あふれる循環型のまちの創出

- 1．公害対策の推進
  - (1) 公害の防止
  - (2) 自動車による環境負荷の低減
- 2．資源循環型社会の構築
  - (1) ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）
  - (2) 資源循環型社会に向けたシステムづくり
  - (3) 環境に配慮した収集・処理の推進
- 3．緑あふれる快適なまちづくりの推進
  - (1) 市街地における緑の保全・創出【再掲】
  - (2) 清潔なまちづくり
  - (3) 快適で魅力あふれるまちづくり

エネルギー環境分野
市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

- 1．省エネの推進
  - (1) 家庭生活や事業活動における省エネの推進
  - (2) 建物・設備における省エネの推進
- 2．移動手段における地球温暖化対策の推進
  - (1) 自動車の燃料使用量の節減
  - (2) 移動手段の転換等
- 3．資源循環型社会の構築【再掲】
  - (1) ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）【再掲】
  - (2) 資源循環型社会に向けたシステムづくり【再掲】
  - (3) 環境に配慮した収集・処理の推進【再掲】
- 4．緑の活用
  - (1) 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
  - (2) 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進
  - (3) 地産地消の推進

人の活動分野
将来に向かって市民・事業者・市が協働する

- 1．情報の共有
  - (1) 環境に関する情報収集や情報提供
  - (2) 情報等を共有する機会の創出
- 2．人材の育成
  - (1) 次世代を担う子ども達の育成
  - (2) 後継者等の育成
  - (3) 普及啓発の実施（イベントなど）
- 3．協働体制の構築
  - (1) 協働体制の整備
  - (2) 協働の機会の創出

【重点施策】

1　保全・再生・活用すべき場所の抽出
- 市内各所の評価の実施
- 保全等すべき場所の抽出

2　生物多様性を保全する仕組みづくり
- 区域指定などの仕組みづくり
- 区域の指定など
- 基金の運用など

3　恵み豊かな緑と水の創出
- 森林に関する取組
- 魅力あふれる川づくりに関する取組

4　生物多様性を活かした観光振興
- 秋川流域ジオパーク構想の推進
- 観光拠点の運営・整備
- 観光ルートの設定など
- 渓流や農業を活かした取組

5　自動車による環境負荷の低減
- 自動車の燃料使用量の節減
- 公共交通機関の利用促進

6　ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）

7　家庭生活や事業活動における省エネの推進
- 省エネ型活動の推進
- 環境に配慮した消費行動の実践・奨励
- 市の事務事業における省エネの取組

8　自動車の燃料使用量の節減
- エコドライブの推進
- 次世代自動車等の普及促進
- 公用車における燃料使用量の節減

9　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
- 森林の保全
- 森林の活用

10　次世代を担う子ども達の育成
- 小中学校における環境教育の継続など
- 様々な場面や場所における環境教育の継続など

11　協働体制の整備
- 各種委員会等の運営
- 活動団体への支援

第３章　望ましい環境像の実現に向けた取組

第３章では、本市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野」（第２章参照）の実現に向けて、進めていくべき施策と施策体系について、分野別にまとめました。

１　施策の基本的な考え方

第２章の「２　本市の環境に関する取組」（１１頁参照）で示したとおり、第一次計画策定後、自然環境分野では「あきる野戦略」を、エネルギー環境分野では「地球温暖化対策地域推進計画」及び「第三次地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、第一次計画以前から策定・改定してきた「あきる野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」といいます。）と併せ、第一次計画の下に分野別計画の充実が図られました（図２４）。

このため、本計画では、各種取組の詳細は分野別計画に委ねることとし、分野別計画に沿った施策の方向性を示すことに主眼を置いています。

なお、各分野の施策において実施する取組とその内容は、対応する分野別計画の掲載頁とともに、本章の「７　分野別の取組」（５９頁参照）にまとめています。

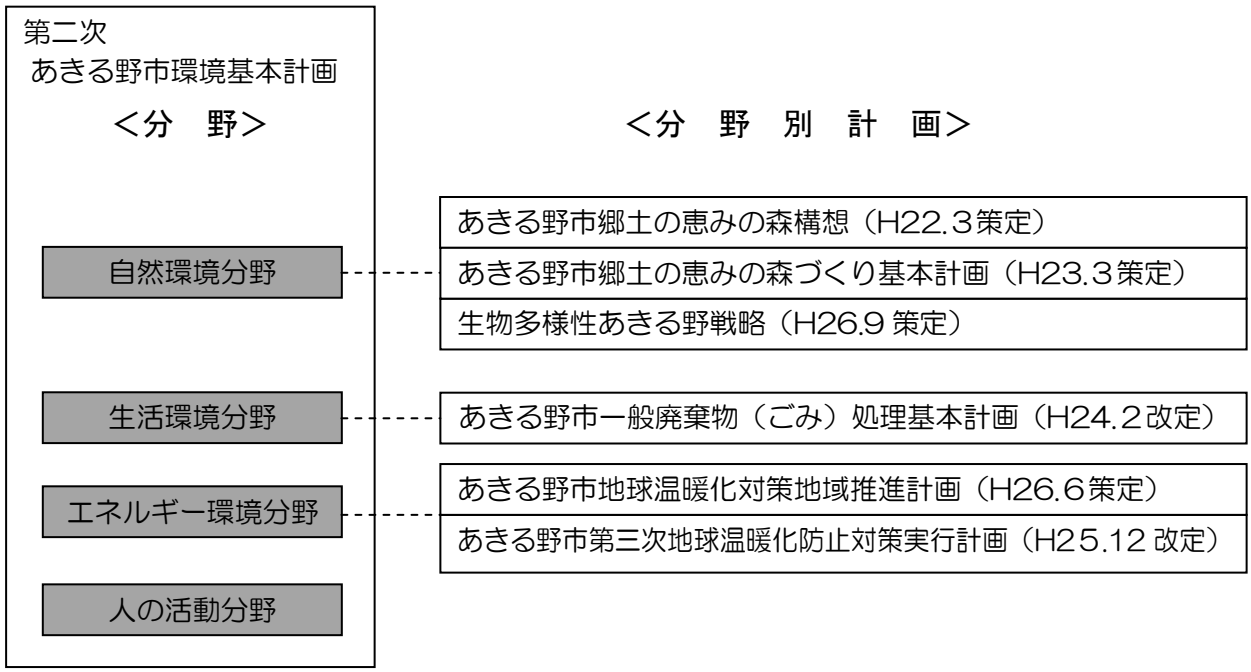

図２４　本計画の各分野と分野別計画の体系図（イメージ）

２　重点施策

各分野の施策のうち、分野別計画で「重点的に取り組むべきもの」として位置付けられているもの、市民・事業者・市の三者が協働して取り組む必要があるもの、早急に取り組むべき必要があるものについては、重点施策に位置付けています。

重点施策には、施策名の横に【重点】の記載を追加しています。

３　自然環境分野

＜方針＞　豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

本市の多様な自然環境とそこで育まれた生物多様性を次世代に引き継いでいくためには、市民や事業者に加え、本市の生物多様性の恵みを享受する都民や観光客、さらに国や東京都、近隣自治体との連携のもと、様々な取組を進めていくことが必要です。

まずは、基礎情報となる生物多様性の現状の把握や（仮称）生物多様性保全条例の制定などの保全につながる仕組みづくりを進めます。

また、森林や河川、里山、農地などの様々な生態系の保全に向け、具体的な取組を継続・実施するとともに、喪失した生態系の回復などにも取り組んでいかなければなりません。

さらに、本市の豊かな生物多様性は、地域資源の一つでもあることから、これを活用し、地域活性化を進めていくことも非常に重要です。

望ましい環境像の実現に向け、自然環境分野では、実効性のある取組を着実に進めるとともに、確かな方向性を保つため、枠組を整えることが必要となります。

（１）現状及び課題

①　魅力の一つである豊かな自然環境

本市は、多摩地域においても山地や丘陵地、台地、河川などの多様な自然環境が保たれているまちです。市域西部を中心に広がる森林は、市域の６割に及ぶほか、秋川渓谷などの景勝地も数多くみられます。

様々な自然環境が織り成す四季折々の装いは、豊かな生物多様性を基盤とし、本市の特長として市内外の人々を魅了しています。

こうした自然環境を次世代に継承していく取組を実施することは、環境保全だけでなく、地域活性化の面からもとても大切です。

②　自然環境の状況

本市は、様々な地形・地質を基盤に多様な植生が成立しているとともに、様々な動物や昆虫、魚などが生息できる環境が整っています。「自然環境調査報告書」によると、本市で確認された動物は、特定外来生物や外来種を除くと、哺乳類２３種、鳥類１０１種、爬虫類（ヘビ類）８種、両生類１４種、昆虫類１２９種、魚類１７種とされています（図２５）。

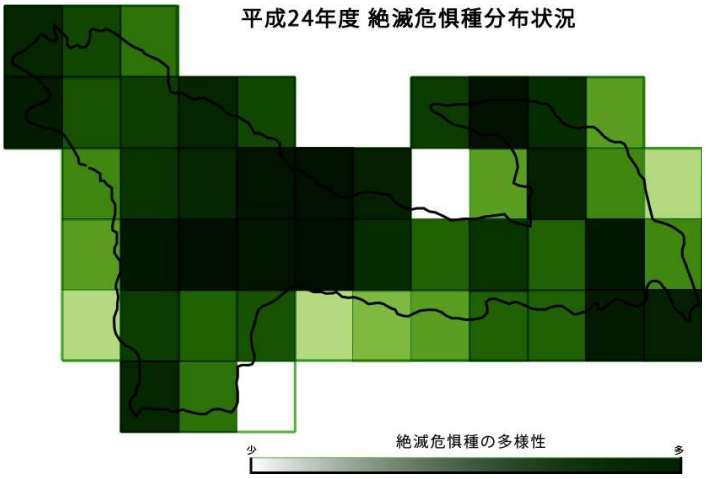

図２５　絶滅危惧種分布状況

この中には、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッ

ドリスト～２０１０年版」に指定されている種も多く確認されており、「あきる野戦略」の策定を皮切りに、生物多様性の保全に向けた取組が求められている状況です。

また、本市の自然環境をより良い状態で保全していくには、人の手の介入が必要であることから、「郷土の恵みの森づくり事業」など、人間が積極的に自然環境の保全に関わるような取組を継続する必要があります。

（２）施策体系

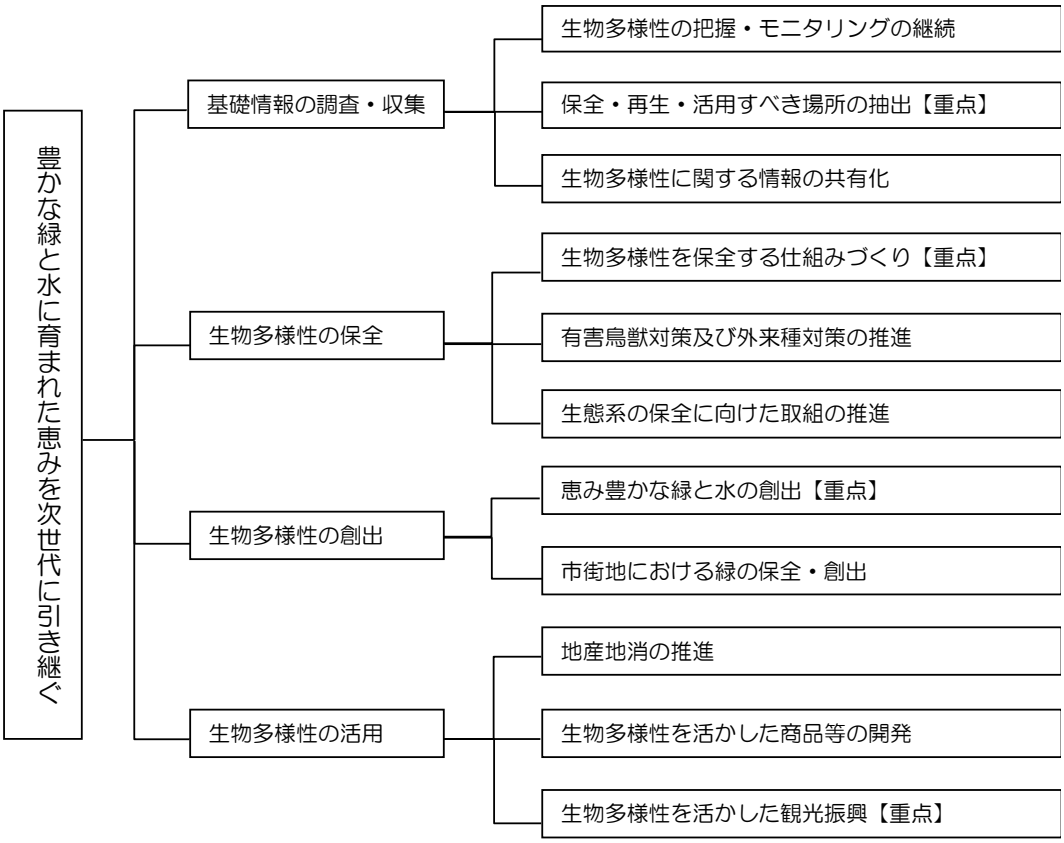

（３）施策の推進方策

①　基礎情報の調査・収集

【目標】

・生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
・生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
・生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

本市の豊かな生物多様性の保全や活用を図るためには、自然環境調査などを通じて、市内の生きものの状況などの生物多様性の現状等を把握することが重要です。

これらの調査結果等を基に、保全や再生が必要な場所、地域活性化に向けて活用できる場所等を選定し、保全や活用の取組に向けた基礎資料とします。

さらに、こうした情報を推進主体間で共有できるよう、様々な手法を講じます。

【施策の進め方】

ア　生物多様性の把握・モニタリングの継続

（ア）各種調査の継続・実施

自然環境調査や森林レンジャーあきる野による活動、河川の水質調査などの各種環境調査を通じて、本市の生物多様性の現状等を把握するとともに、モニタリングを継続します。また、更に高度な調査の実施に向け、専門機関等との連携について検討します。

（イ）調査結果の収集

市内で独自に生物の調査などを行っている方や団体が存在することから、これらの調査結果の収集を進め、生物多様性に関する情報の充実を図ります。

（ウ）情報の集約

各種調査の実施や調査結果の収集により得られた情報は、整理・集約するとともに、本市の生物目録の作成や更新に活かしていきます。また、有益な情報の集約に向け、生物種の生活史や生態学的な情報収集の調査研究を支援する仕組みづくりを検討します。

イ　保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

（ア）市内各所の評価の実施

「ア　生物多様性の把握・モニタリングの継続」によって得られた情報を地図に示し、視覚的に把握するとともに、生物多様性の観点から各地の評価を行います。

（イ）保全等すべき場所の抽出

（ア）の評価結果から、生物多様性の保全を図るべき場所、再生を図るべき場所、活用を図るべき場所などの抽出を行います。

ウ　生物多様性に関する情報の共有化

（ア）様々な方策による情報発信

「ア　生物多様性の把握・モニタリングの継続」により得た情報や「イ　保全・再生・活用すべき場所の抽出」による地図情報などは、リーフレットの作成や講演会の実施などの様々な手法により発信します。

また、生物多様性に関する情報発信ページの整備など、インターネットを通じた情報公開も実施します。

（イ）情報発信する内容の工夫

情報の発信や公開に当たっては、森の魅力やみどりの大切さ、農地の環境面の機能など、本市の自然環境の特徴に即した内容になるよう工夫します。また、生物多様性の概念が分かりにくいことなどから、生物多様性そのものや生物多様性の恵み（生態系サービス）の重要性などの情報も発信します。

②　生物多様性の保全

【目標】

・（仮称）生物多様性保全条例の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
・有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
・個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

本市で確認されている様々な希少生物を保全するためには、守るべき希少種の指定や希少種の生息・生育に必要な区域の保全などに向けた仕組みづくりが必要です。そのため、これらの内容を盛り込んだ（仮称）生物多様性保全条例の制定などを進めます。

また、希少生物の保全や人間と自然との共存に向け、有害鳥獣や外来種の対策を継続・拡大します。

さらに、本市には、森や里山、農地、河川などの様々な生態系が存在していることから、これらを保全するための取組を進めます。

【施策の進め方】

ア　生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

（ア）区域指定などの仕組みづくり

本市に生息・生育が確認されている希少種の保全に向け、希少種の指定や保全区域の指定などの仕組みを含む（仮称）生物多様性保全条例を制定します。また、観光客等を対象とした生物多様性保全のためのルール（カントリーコード）を定め、周知を図ります。

保全の対象となる希少種については、国や東京都の動向に準じるとともに、本市独自の「あきる野市版レッドリスト」を作成します。

（イ）区域の指定など

希少種の保全については、種そのものの保全とともに、種の生息・生育に必要な区域を守ることが重要です。このため、（ア）に示す（仮称）生物多様性保全条例に基づき、保全区域の指定を進めます。

また、生物多様性保全上重要な地域については、公有地化を検討するとともに、保存緑地への指定、文化財の指定などの既存の制度も活用します。

（ウ）基金の運用など

希少種の保全や保全区域の指定に伴い、保全策の実施に伴う経費や保全区域の管理費など、財源の拠出が必要な場合が想定されます。このため、「あきる野市郷土の恵みの森づくり事業基金」を運用して、必要な経費を支出するとともに、「あきる野市ふるさとの緑地保全基金」を基とする「生物多様性保全基金」の創出について検討します。

また、市域の６割が森林であることに着目し、地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入も検討します。

イ　有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

（ア）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化

現在のところ、事業の目的から、有害鳥獣対策の所管課は農林課、外来種対策の所管課は環境政策課となっています。しかしながら、捕獲の手法などは共通であるため、両事業を効率的かつ効果的に進めるための手法について、検討・実施します。

（イ）有害鳥獣対策の継続・拡大

本市では、市域の中央に広がる台地部を中心に地産地消型農業が推進されていますが、イノシシなどの被害などが続いていることから、引き続き有害鳥獣対策を進め、必要に応じて更に取組を拡大します。

（ウ）外来種対策の継続・拡大

明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種の中には、地域の生態系などに被害を及ぼすものが存在しています。市では、このような外来種であるアライグマやハクビシンの対策をすでに実施しているため、これを継続するとともに、取組の拡大・強化に向けた検討を進めます。

また、外来種のうち、特に被害が深刻であるとして「特定外来生物」に指定されているものについては、本市の状況に応じて、優先的な対策を講じていきます。

これらの取組を進める際には、必要に応じて、東京都のほか、近隣市町村とも連携を図ります。

ウ　生態系の保全に向けた取組の推進

（ア）総合的な緑地の保全や推進に関する取組

本市における緑地の保全や緑化の推進に関する方向性を示す「あきる野市緑の基本計画」の改定に向け、検討を進めます。

（イ）森林に関する取組

市域の６割に及ぶ森林の保全や多面的機能の向上に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」や「あきる野市森林整備計画」（以下「森林整備計画」といいます。）に基づく林業振興・森林保全策等の推進を図ります。また、こうした取組を進めるために必要となる林道整備などを進めます。

（ウ）里山に関する取組

産学公が連携した「あきる野菅生の森づくり協議会」による菅生地区の森づくりなど、モデルとなる取組を進めるとともに、このような取組を参考として里山の保全策の検討を進めます。

（エ）農地に関する取組

本市の中央部に広がる農地は、農作物を生産するだけでなく、生物多様性保全上、重要な役割を果たしているため、生産緑地制度の推進や遊休農地の利用により、適正管理と活用を進めます。

（オ）河川に関する取組

本市の象徴である河川の保全等を図るため、東京都が策定した「秋川流域河川整備計画」などの既存計画と整合を保ちながら、生物多様性に配慮した河川整備を要請・実施するとともに、河川環境の保全を進めます。

また、清流保全協力員の活動を通じて河川の状況の把握に努めるとともに、事業所排水対策や生活排水対策を継続し、水質の維持・向上を図ります。

（カ）地下水・湧水に関する取組

地下水や湧水は、本市の豊かな水環境の形成に重要な役割を果たすことから、揚水規制などを通じた地下水保全対策を継続するとともに、雨水の地下浸透の促進などを通じて、湧水の保全を図ります。

（キ）崖線緑地に関する取組

市街地と近接した秋川の段丘崖は、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。このため、保存緑地の指定などを継続し、崖線緑地の保全を進めます。

③　生物多様性の創出

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく林業振興・森林保全策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- 秋川の河川環境が向上し、「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- 公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

本市には現在も豊かな自然環境が残っていますが、時代の流れに伴い、自然環境が劣化又は喪失している場所もみられます。特に、本市の魅力を形づくる森林や河川については、多面的機能の低下や河川環境の単一化などが懸念されており、森林の健全性の回復や様々な魚類が棲む秋川の再生が求められている状況です。

また、望ましい環境像の実現に向け、推進主体と連携して取組を進めていくためには、生物多様性の恵みが感じられるまちづくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ取組として、公共施設や公園、住宅地、崖線などの緑の充実や拡大、回復を進め、緑の連続性による生態系ネットワークの形成・充実を図ります。

【施策の進め方】

ア　恵み豊かな緑と水の創出【重点】

（ア）森林に関する取組

「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく林業振興・森林保全策等を推進します。また、人と野生動物の共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」や菅生地区における産学公連携の森づくりなど、地域の特性に応じた取組も進めます。

さらに、市有林を中心に、広葉樹林帯を拡大し、色彩豊かな森の魅力を発信します。

（イ）魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、景観などに優れるだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどに訪れる人も多く、非常に高い親水性を有しています。

一方、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合と連携して河川環境の維持・向上を図るとともに、魚道の整備や稚魚の放流により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図ります。

また、その他として、更なる河川環境の向上につながる方策の検討を進めます。

イ　市街地における緑の保全・創出

（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

公共施設や公園の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担うため、適正管理などを行い、緑の充実・拡大を図ります。

（イ）市街地の緑化の推進

工場立地法や緑地保全条例などに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

（ウ）崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖には、樹林帯が広がっており、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。これらの場所が市街地の緑とつながることにより、生態系ネットワークが広がり、更なる生物多様性の向上が期待されます。このため、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実方策の検討を進めます。

④　生物多様性の活用

【目標】

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

地域から産出された農畜産物や木材などをその地域で消費する「地産地消」を通じて、生物多様性の恵みを実感するとともに、身近な活用を進めます。

また、本市の豊かな生物多様性を地域の特長の一つとして捉え、「秋川渓谷物語」などの商品開発や、「秋川渓谷」としての地域のブランド化に活用し、地域活性化を進めます。さらに、本市が基準産地であるトウキョウサンショウウオをモチーフとしたイメージキャラクター「森っこサンちゃん」を使用した商品開発等の支援も継続します。

景勝地などの観光スポットなどは、本市の豊かな生物多様性を基盤としており、地域資源として活用すべき財産です。このため、更なる周知や散策ルートの設定を進めるとともに、釣りなどのレジャーや「秋川渓谷戸倉体験研修センター」の特色の一つとして活用します。

また、秋川流域の特徴的な地形・地質に着目し、あきる野市、日の出町、檜原村の

３市町村で進めている「秋川流域ジオパーク構想」の取組についても、生物多様性を活用するものとして推進します。

【施策の進め方】

ア　地産地消の推進

（ア）農畜産物における取組

生物多様性の恵みを身近に感じられる取組として、地域から産出される農畜産物の「地産地消」を進めるとともに、農業振興の一環として、地産地消型農業を推進します。

（イ）地元産材における取組

地元産材などの森林資源の地産地消を促進するため、公共施設において建築資材として活用するとともに、間伐材の積極的利用を図ります。また、木質バイオマスエネルギーとしての利用など、新たな価値の付与を検討します。

イ　生物多様性を活かした商品等の開発

（ア）地域ブランドの普及拡大など

あきる野商工会では、本市と檜原村で生産された良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。また、市においても、「東京のふるさと　あきる野」の実現に向け、「秋川渓谷」という地域のブランド化を進めています。生物多様性を活かす取組として、これらの普及拡大や推進を図ります。

さらに、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」について、キャラクターのデザインを商品等の開発に利用できる取組を継続し、事業者による商品開発等の支援を進めます。

ウ　生物多様性を活かした観光振興【重点】

（ア）秋川流域ジオパーク構想の推進

秋川流域の特徴的な地形・地質に着目した「秋川流域ジオパーク構想」では、生物多様性の基盤である大地の保全、その価値を学ぶ教育体制の整備などによって、地域全体を活用する仕組みづくりを行います。

このため、地域活性化の取組として、日の出町、檜原村との連携のもと、ジオパークの取組を推進します。

（イ）観光拠点の運営・整備

旧戸倉小学校施設を活用し、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を活かした滞在型観光拠点である「秋川渓谷戸倉体験研修センター」を開設・運営し、企業や学校等へ研修の場を提供することで地域活性化を図ります。

また、武蔵五日市駅前市有地についても、駅前という立地や豊かな生物多様性を活かした様々な機能を有する観光拠点化とするため、実現に向けた方策の検討を進めます。

（ウ）観光ルートの設定など

本市の豊かな自然環境が創り出す美しい景観を求め、多くの方が山林や里山の散策に訪れています。ハイキングなどの観光も生物多様性を活かす方策の一つと捉え、観光スポットの周知・活用のほか、各種マップの作成や散策路の設定・整備、案内人となる観光ボランティアガイドの育成などを進めます。

（エ）渓流や農業を活かした取組

本市の象徴の一つである清流や渓流は、釣りやバーベキューなどのレジャーに利用され、地域活性化の一役を担っています。

このため、レジャーへの活用を進めると同時に、遊魚券の発行やバーベキュー場の維持管理を通じて、観光振興と生物多様性保全の両立を図ります。

４　生活環境分野

＜方針＞　快適で緑あふれる循環型のまちの創出

このまちで暮らす市民や事業者が健康で快適に生活ができる緑あふれる循環型のまちをつくるためには、公害のない環境を維持するとともに、市民・事業者・市の三者の連携・協力のもと、廃棄物の抑制や限りある資源の持続的利用に取り組む「循環型社会」を構築することが必要です。

また、本市の特長である豊かな自然環境と調和がとれたまちをつくるため、公園や公共施設、街路樹を中心に、市街地において緑の保全と創出を進めていかなければなりません。さらに、地域住民の協力により、清潔な環境を実現し、誰もが思わず歩きたくなる魅力的なまちづくりを進めます。

なお、生活環境分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「ごみ処理基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

（１）現状及び課題

①　河川や大気の状況

市民や事業者の協力により、本市の河川の水質や大気の状況は概ね環境基準を満たしており、比較的良好な状態です。この環境を今後も維持していくために、公害対策を継続するとともに、環境基準を超過している一部の項目について、動向を注視していく必要があります。

②　ごみ・リサイクル

ごみ総排出量は、下のグラフが示すとおり、第一次計画策定時（平成１７年度（２００５年度））から減少傾向が続いていました。しかしながら、平成２６年度（２０１４年度）では、ごみ排出量が増加しており、今後の推移が注目されます（図２６）。

ごみ総排出量の削減など、資源循環型社会の実現に向け、更に取組を進めていくことが必要です。

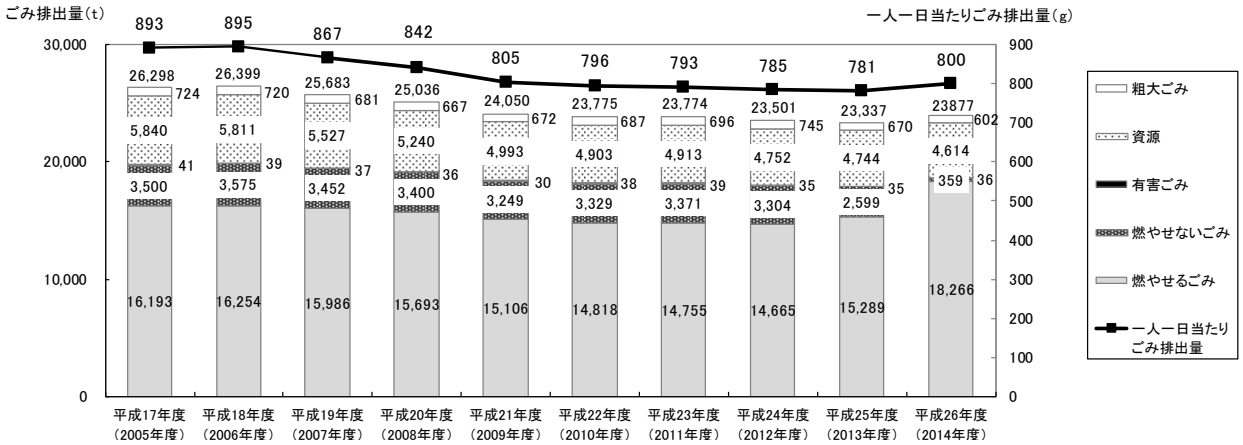

図２６　ごみ総排出量などの推移

③　まちづくり

本市は、自然環境と都市環境が共存するまちです。この特性を活かし、快適な街並みを実現するためには、公園や公共施設の緑、街路樹などを中心に、市街地において緑の保全や拡大を図る必要があります。

また、市民にとって快適な街並みを実現するため、清掃活動の推進などによる清潔な環境の創出も欠かせません。

「環境に関するアンケート調査」において、清潔なまちの保持などに関する満足度が比較的低かったことからも、取組の更なる推進が求められています（図２７）。

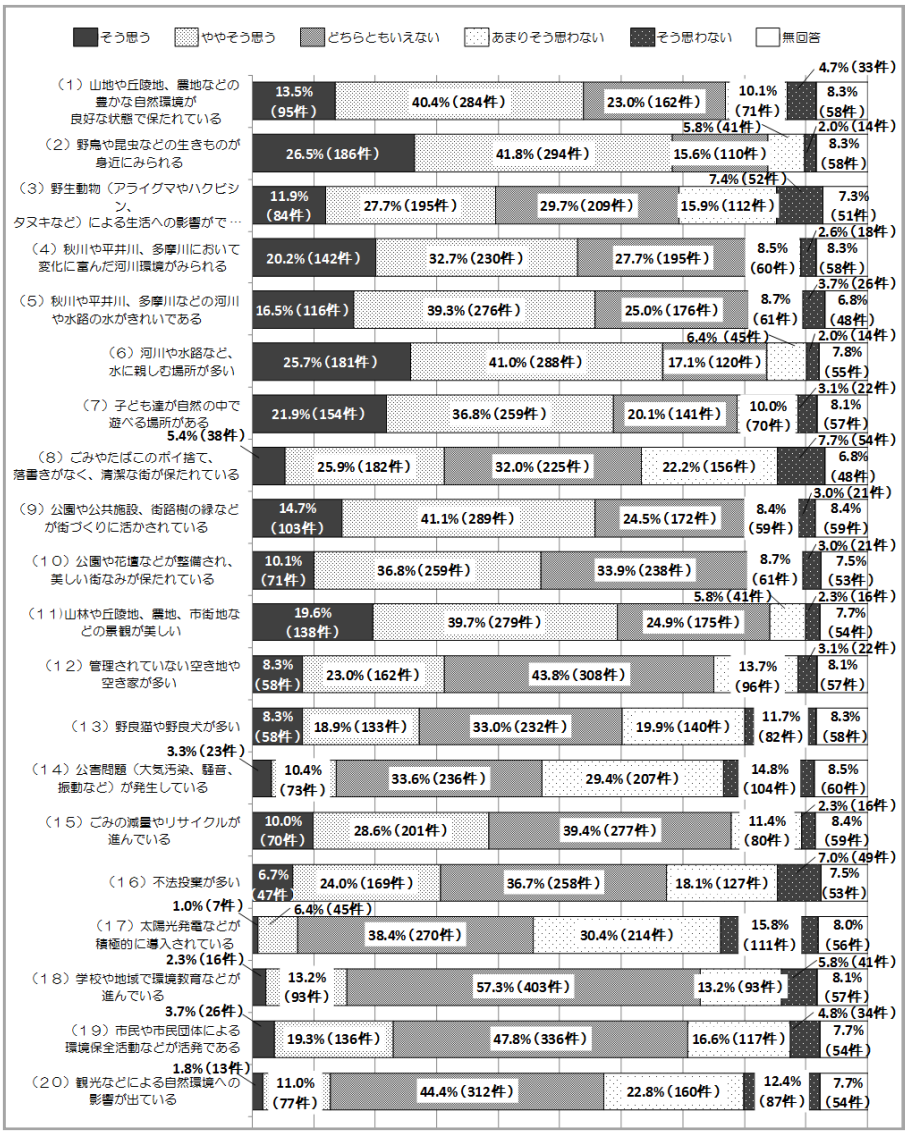

図２７　環境に関するアンケート調査結果（市民編）～問５あきる野市の環境の評価（市域全体）

（２）施策体系

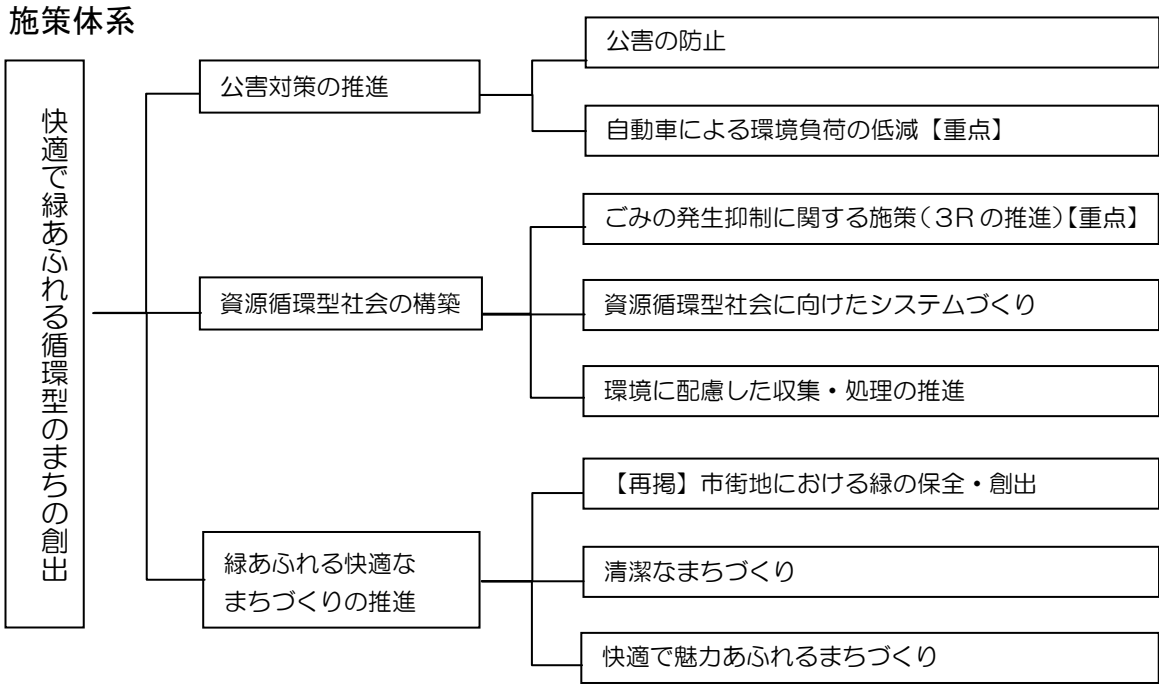

（３）施策の推進方策

①　公害対策の推進

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。
- エコドライブの実施や移動手段の転換により、自動車による環境負荷の低減が図られている。

市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などに関する環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

公害に留まらず、生活環境の保全につながる情報については、収集に努めるとともに、必要に応じて提供を行います。

さらに、本市の地域特性上、自動車の利用が多いため、自動車による環境負荷の低減に向けて、エコドライブの促進や移動手段の転換を推進します。

【施策の進め方】

ア　公害の防止

（ア）環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開

市内の大気や水質などに係る環境調査を継続し、公害に関する現状を把握します。また、必要に応じて調査の項目や方法の見直し、拡充を検討します。さらに、公害に限らず、生活環境に影響を及ぼす事柄について、情報収集に努めます。

これらの調査結果や情報は、広報やホームページ、環境白書などを通じて公開します。

（イ）大気汚染対策・悪臭対策の充実

事業に伴う粉じんや悪臭、焼却行為に伴う煙害などについて、必要な指導等を継続します。

（ウ）水質汚濁対策の充実

水質汚濁の主な原因である家庭や事業所からの排水対策を継続します。

家庭排水対策として、「あきる野市清流保全条例」に基づき、洗剤の適正使用や廃油の適正処理などの普及啓発を図ります。また、下水道の整備を進め、早期接続を促進します。一方、下水道が未整備の地域などでは、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、共同で使用できる汚水処理施設の設置を検討します。

事業所排水対策として、環境調査に基づき、環境基準を満たしていない事業所に対して指導を行います。

河川については、清流保全協力員などの協力のもと、油流出などの異常があった場合に、必要に応じて関係機関と連携し、対策を講じます。

（エ）騒音防止対策の充実

事業による騒音や近隣騒音に対して、苦情に伴う指導を継続します。

市が管理する道路以外での道路交通騒音について、東京都などの道路管理者との連携により、対策を進めます。また、航空機騒音について、関係機関に必要な要請を行います。

（オ）有害化学物質対策の充実

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（ＰＲＴＲ法）や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」といいます。）に基づき、事業者による有害化学物質に関する届出について指導等を行い、適正管理を促進します。

（カ）その他の公害対策・生活環境対策の充実

振動や土壌汚染について、関係法令に基づく指導を継続します。

また、家畜のふん尿等の臭気対策として、巡回指導や衛生管理を継続し、必要に応じて排せつ物処理施設の整備を検討します。

さらに、地下水の保全のため、東京都環境確保条例に基づき、井戸の設置者に対して揚水量の報告を求めるとともに、揚水施設の設置に伴う指導を行います。

現在のところ、特に規制がない光害についても、環境省による「光害対策ガイドライン」などの情報収集に努め、対策の研究を進めます。

イ　自動車による環境負荷の低減【重点】

（ア）自動車の燃料使用量の節減

自動車による環境負荷の低減に向け、エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を通じ、燃料使用量を節減するエコドライブの普及拡大を進めます。また、環境負荷の少ない次世代自動車等の情報を収集し、情報提供や普及啓発を図るとともに、開発動向に応じて、導入支援や必要な施設の整備などの実施を検討します。

特に、公用車については、市民・事業者の模範となるよう、燃費管理やエコドライブを実施するとともに、計画的に次世代自動車等の導入を進めます。

（イ）公共交通機関の利用促進

自動車による環境負荷の低減に向け、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動した場合に、自動車を使う場合より二酸化炭素排出量がどの程度削減されるかなどの情報提供を行います。これにより、移動手段の転換を促します。

②　資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源・集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６ｇ／人・日）削減する。
- 平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。
- ごみの減量化・資源化（リサイクル）や処理処分を行う施設の充実が図られている。

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース、発生抑制）、Ｒｅｕｓｅ（リユース、再使用）、Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル、再生利用）の３Ｒの取組を推進するとともに、「あきる野市廃棄物減量等推進員」（ごみ会議）（以下「ごみ会議」といいます。）の活動などを通じて意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートの選定や収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理などを継続します。

【施策の進め方】

ア　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【重点】

ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」、リサイクルフェアなどを通じて、ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図ります。

ごみ減量を促進するため、市民の家庭を対象に、生ごみ堆肥化容器購入費補助などの支援措置の推進のほか、生ごみの水切り徹底の啓発、落ち葉の堆肥化、廃食油の有効利用の促進（石けん化）などを進めます。

また、限りある資源を有効活用するため、買い物へのマイバッグの持参、ばら売り・量り売り商品や詰め替え商品の購入など、環境に配慮した消費行動を啓発し、環境に優しい物品の購入（グリーン購入）を推進します。

事業所においては、ごみ減量啓発に向け、「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出指導を継続するとともに、中小規模事業所への啓発を推進します。

イ　資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を目的に、ごみの戸別収集・有料化を継続します。また、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を継続します。

小型家電に含まれるレアメタルの再資源化を継続するとともに、現在、資源として収集している金属・びん類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイを資源化することで、資源回収の充実を図ります。これにより、資源循環を更に進めます。

また、最終処分場の掘り起こし再生を行い、最終処分場の延命を図るとともに、埋立物を再融解した後、スラグとして有効利用します。

ウ　環境に配慮した収集・処理の推進

溶融処理によるごみ発電を行うため、白色トレイを除くプラスチック類の可燃ごみとしての収集を継続します。また、在宅医療系廃棄物の適正処理について検討します。

ごみ排出の利便性向上と適正処理の推進に向け、直接搬入ごみの受け入れを行います。ごみ収集に当たっては、環境負荷の低減に向け、効率的な収集ルートの選定とごみ収集車の低公害化を進めます。

さらに、より一層の環境負荷の低減を図るため、定期的な清掃など、ごみ処理施設の適正な管理を実施します。

③　緑あふれる快適なまちづくりの推進

【目標】

・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあっている。
・ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
・思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

本市には、公園や住宅地の緑など、市街地にも多くの緑が存在しています。これらの緑は、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成にも大きな役割を果たします。このため、市街地における緑の保全や創出を継続します。

また、誰もが愛着の持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、不適正な屋外広告物の撤去や空き地の適正管理に向けた指導、ごみのポイ捨て防止やペットの適正飼育などの意識啓発を継続します。

さらに、地区計画によるまちづくりや散策路の整備を通じて、誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めます。

【施策の進め方】

【再掲】ア　市街地における緑の保全・創出

【再掲】（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

公共施設や公園の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担うため、適正管理などを行い、緑の充実・拡大を図ります。

【再掲】（イ）市街地の緑化の推進

工場立地法や緑地保全条例などに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

【再掲】（ウ）崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖には、樹林帯が広がっており、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。これらの場所が市街地の緑とつながることにより、生態系ネットワークが広がり、更なる生物多様性の向上が期待されます。このため、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実方策の検討を進めます。

イ　清潔なまちづくり

（ア）清潔な街並みの維持

清潔な街並みを維持するため、駅前広場や幹線道路などについて、違反広告物撤

去協力員を中心に、不適正な屋外広告物（看板等）を撤去します。また、景観の向上に向け、可能な範囲で電線の地中化などを進めます。

市民等が利用する道路や公園、公共施設等の適正管理を継続します。管理には、市民との連携によるアダプト制度も積極的に活用していきます。

（イ）ポイ捨ての防止等

たばこやごみのポイ捨て防止に向け、市民や事業者の意識啓発を継続するとともに、更に効果的な対策について研究します。

不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化していきます。不法投棄された物品は、警察との連携のもと、適正に処理を行い、まちの清潔を保持します。

また、市民や事業者による清潔なまちの維持を支援するため、年に２回の一斉清掃やボランティア袋の配布、これらにより集められたごみの収集を継続します。

（ウ）空き地・空き家の適正管理

清潔な街並みを維持するため、必要に応じて、空き地の所有者に対する適正管理の指導を行います。また、管理に必要となる草刈機の貸出しを継続します。

さらに、老朽化した空き家が適切な管理がされないまま放置されるなどの空き家問題についても、活用を含めた対策の検討を進めていきます。

（エ）ペットの適正飼育

ペットに関する苦情対策として、ふんの処理や飼育方法などについて、必要に応じて「東京都動物愛護相談センター」等との連携を図り、指導・意識啓発を継続します。

ウ　快適で魅力あふれるまちづくり

区画整理事業が実施されている区域や市街化区域に編入され開発が行われる場所について、地区計画などの仕組みを活かし、魅力的なまちづくりを進めていきます。また、誰もが思わず歩きたくなるまちとなるよう、必要に応じて散策路や遊歩道の整備を行います。

さらに、市民参加によるまちづくりを進めるために、パブリックコメントなどのまちづくりに市民が参加する仕組みを広く周知します。

５　エネルギー環境分野

＜方針＞　市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

地球規模の環境問題である地球温暖化の進行により、世界各地で異常気象や海面の上昇、食糧生産や生態系への影響などがみられ、私たちの日々の暮らしに深刻な被害をもたらす可能性が指摘されています。しかしながら、原因である温室効果ガスの排出削減は進んでおらず、地方公共団体においても、市民・事業者・市が一体となった更なる取組を求められています。

このため、家庭や事業所、公共施設における省エネを一層推進するとともに、自動車やごみ処理に伴うエネルギー使用量の削減に取り組みます。

また、本市の特徴である豊かな森林や地産地消型農業の特性に着目し、樹木の二酸化炭素吸収・固定機能を利用した地球温暖化対策や、農畜産物の輸送エネルギーの削減などに取り組むことも効果があります。

「第三次地球温暖化防止対策実行計画」や「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、これらの取組を着実に推進し、地球温暖化対策を進めていきます。

なお、エネルギー環境分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「ごみ処理基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

（１）現状及び課題

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素について、平成１７年度（２００５年度）から平成２４年度（２０１２年度）（最新）までの排出量の推移は次のとおりです（図２８）。

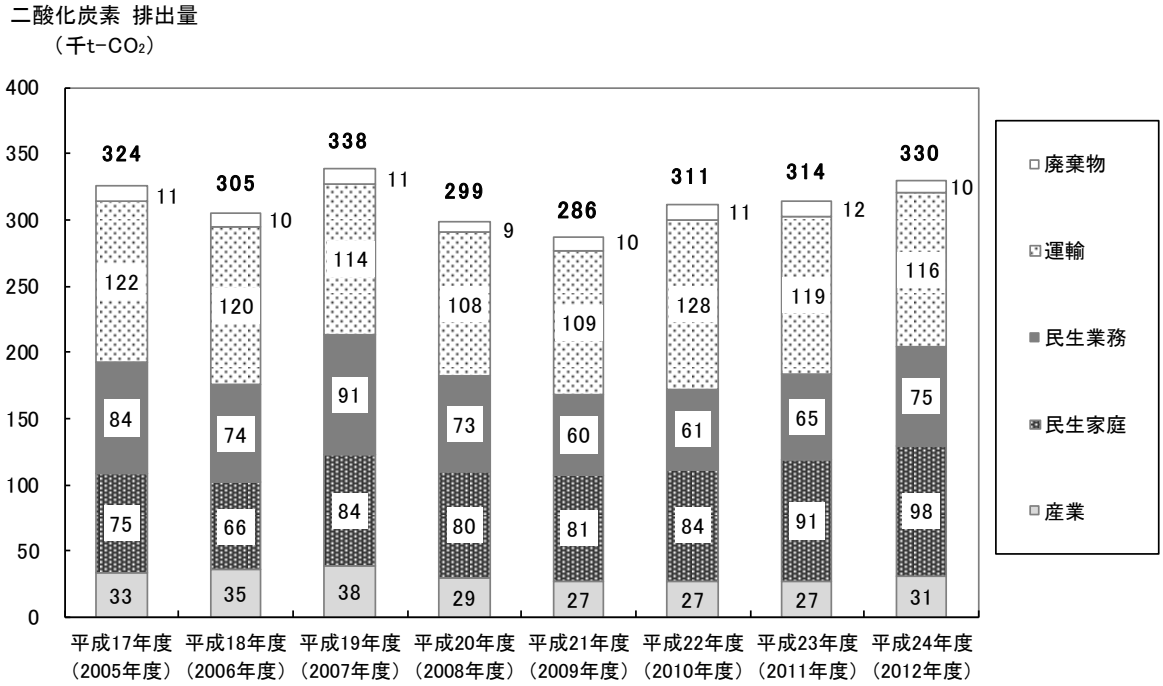

（出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（１９９０年度～２０１２年度）」
（オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」））

図２８　二酸化炭素排出量の推移

本市の二酸化炭素排出量は、第一次計画策定時（平成１７年度（２００５年度））から増減を繰り返しています。二酸化炭素排出量が減少した主な要因としては、リーマンショックなどの経済情勢悪化の影響が考えられます。近年では増加傾向となり、平成２４年度（２０１２年度）の排出量は、約３３０千トン－CO_2となりました。

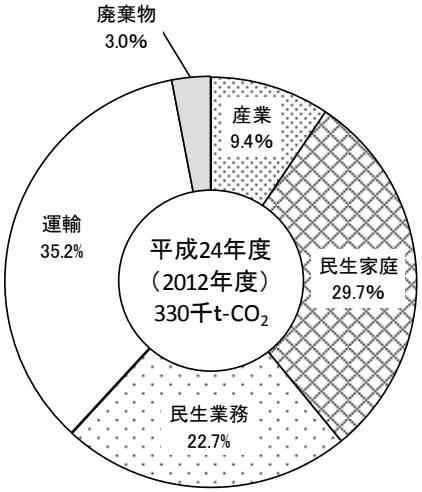

※　出典は二酸化炭素排出量の推移のグラフと同様

図２９　二酸化炭素排出量の内訳

この内訳は、左図のとおりであり、運輸部門からの排出量が最も多くなっています（図２９）。

運輸部門からの排出量が多い理由は、本市の地域特性や公共交通機関の状況等により、自動車の利用が多いためだと考えられます。

また、民生業務部門より民生家庭部門の排出量が多いことから、本市の地球温暖化対策には、家庭や自動車に関する対策が特に有効であると推察されます。

（２）施策体系

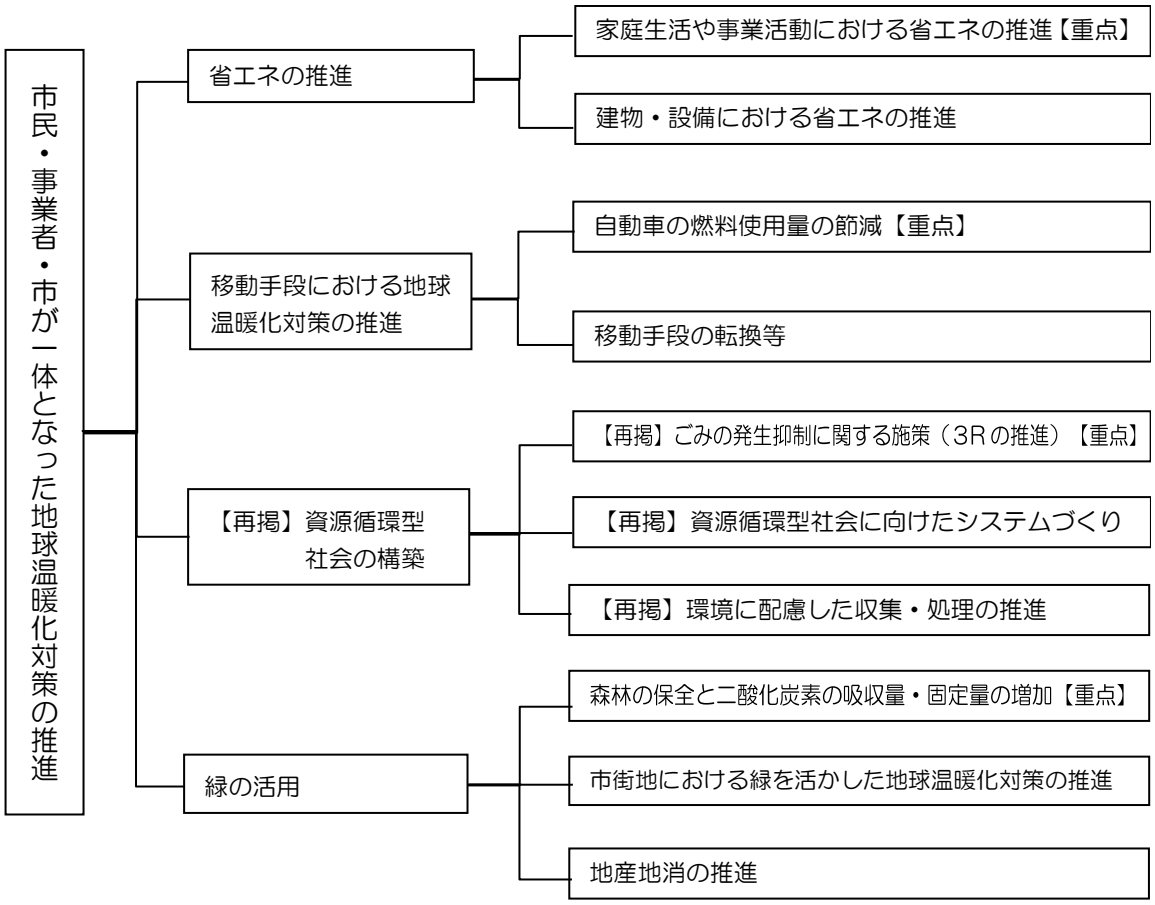

（３）施策の推進方策

① 省エネの推進

【目標】

・家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
・マイバッグの持参やグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
・再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。

温室効果ガスの排出削減に有効な省エネでは、こまめな消灯や空調の温度調整などの小さな取組の蓄積により大きな効果が期待されます。このため、家庭や事業所における省エネの促進について、更なる普及啓発を行います。

また、マイバッグの持参やグリーン購入など、省エネにつながる消費行動の定着に向け、情報提供や普及啓発を図ります。

さらに、建築設備や建築物そのものにおける地球温暖化対策を進めるため、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入支援や情報提供を行います。

市の事務事業においても、エコ活動などによる省エネの取組を継続するとともに、公共施設への省エネルギー設備・機器の導入などを進めます。

【施策の進め方】

ア 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

（ア）省エネ型活動の推進

こまめな消灯や空調の温度調整、簾などを用いた空調効率の向上など、家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネの効果などの情報収集や情報提供を通じて、普及啓発を図ります。

また、家庭において、環境家計簿や省エネ型生活１０か条の普及を進めます。

事業所においては、省エネの効果を把握できるエネルギー管理（エネルギーマネジメント）の手法について、情報収集や情報提供を行います。

（イ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励

家庭では、買い物時のマイバッグの持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入など、環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。また、事業所では、環境に負荷の少ない物品の購入（グリーン購入）の情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

これにより、省資源化やごみの発生抑制を図ることで、間接的に地球温暖化対策に貢献できます。

（ウ）市の事務事業における省エネの取組

「第三次地球温暖化防止対策実行計画」やエコ活動に基づく取組を通じて、こまめな消灯や空調の温度調整などの省エネを推進します。また、グリーン購入などの環境に配慮した消費行動を継続するとともに、公共施設におけるエネルギーマネジメントに取り組みます。

イ　建物・設備における省エネの推進

（ア）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備・機器や高効率給湯器などの省エネルギー設備・機器の情報収集や情報提供をすることで、導入の促進を図ります。また、これらの機器の導入につながる支援制度の情報提供も行います。

特に、家庭における再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入に対して、経費の一部を補助する支援措置を継続し、これらの機器の普及拡大を進めます。

（イ）建物自体の省エネ化の推進

（ア）で述べた機器のほか、断熱ガラスや雨水貯留槽をはじめとする雨水利用設備、ＨＥＭＳやＢＥＭＳなどのエネルギーマネジメントシステムを利用した省エネ住宅やスマートハウスについて、情報収集や情報提供を進め、普及啓発を図ります。

（ウ）公共施設等における取組

市が所有する施設においても、費用対効果などの検証のもと、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入を進めます。特に、電力消費量を減らし、温室効果ガス排出量を大きく削減したＬＥＤ街路灯については、引き続き適切な管理を行います。

また、ＥＳＣＯ事業などの仕組みを活かし、省エネ改修の可能性を検討していきます。

②　移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

・エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における温室効果ガス排出量が削減されている。

・公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。

本市の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の排出量が特に多いため、エコドライブの推進や、ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を促進することで、自動車の燃料使用量を節減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について広く周知し、公共交通機関や自転車の積極的利用を促進します。公共交通機関の利便性向上については、事業者との連携を継続します。

市の事務事業においても、公用車のエコドライブ推進や、次世代自動車の導入、公共交通機関の利用などを進め、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【施策の進め方】

ア　自動車の燃料使用量の節減【重点】

（ア）エコドライブの推進

自動車による温室効果ガス排出量の削減に向け、燃料使用量の節減に効果的なエ

コドライブの情報収集や情報提供、意識啓発を通じて、エコドライブの普及を進めます。また、必要に応じて、エコドライブに関するイベントを実施します。

（イ）次世代自動車等の普及促進

ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車など、環境負荷の少ない次世代自動車の情報収集や情報提供を行うとともに、開発動向に応じて、導入支援や必要な施設の整備などの実施を検討します。

（ウ）公用車における燃料使用量の節減

公用車において、市民や事業者の模範となるよう、燃費管理やエコドライブを実施するとともに、計画的に次世代自動車の導入を進めます。

イ　移動手段の転換等

（ア）移動手段の転換に伴う効果の周知

自動車による環境負荷の低減に向け、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動した場合に、自動車を使う場合より二酸化炭素排出量がどの程度削減されるかなどの情報提供を行います。これにより、移動手段の転換を促します。

（イ）公共交通機関の利便性向上

交通事業者等との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するための定期的なアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性の向上について検討していきます。

（ウ）自転車の利用拡大

自転車の利用促進に向け、必要に応じた駐輪場の整備のほか、自転車の利用を促進する方策を研究・検討します。また、更なる自転車の有効活用方策について、先進事例を収集し、検討を進めます。

（エ）市の事務事業における移動手段の転換等

市の事務事業において、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用を継続します。

【再掲】③　資源循環型社会の構築

【目標】

・資源・集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６ｇ／人・日）削減する。

・平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。

・ごみの減量化・資源化（リサイクル）や処理処分を行う施設の充実が図られている。

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース、発生抑制）、Ｒｅｕｓｅ（リユース、再使用）、Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル、再生利用）の３Ｒの取組を推進するとともに、ごみ会議の活動などを通じて意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートの選定や収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理などを継続します。

【施策の進め方】

【再掲】ア　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）**【重点】**

ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」、リサイクルフェアなどを通じて、ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図ります。

ごみ減量を促進するため、市民の家庭を対象に、生ごみ堆肥化容器購入費補助などの支援措置の推進のほか、生ごみの水切り徹底の啓発、落ち葉の堆肥化、廃食油の有効利用の促進（石けん化）などを進めます。

また、限りある資源を有効活用するため、買い物へのマイバッグの持参、ばら売り・量り売り商品や詰め替え商品の購入など、環境に配慮した消費行動を啓発し、環境に優しい物品の購入（グリーン購入）を推進します。

事業所においては、ごみ減量啓発に向け、「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出指導を継続するとともに、中小規模事業所への啓発の実施を検討します。

【再掲】イ　資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を目的に、ごみの戸別収集・有料化を継続します。また、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を継続します。

小型家電に含まれるレアメタルの再資源化を継続するとともに、現在、資源として収集している金属・びん類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイを資源化することで、資源回収の充実を図ります。これにより、資源循環を更に進めます。

また、最終処分場の掘り起こし再生を行い、最終処分場の延命を図るとともに、埋立物を再融解した後、スラグとして有効利用します。

【再掲】ウ　環境に配慮した収集・処理の推進

溶融処理によるごみ発電を行うため、白色トレイを除くプラスチック類の可燃ごみとしての収集を継続します。また、在宅医療系廃棄物の適正処理について検討します。

ごみ排出の利便性向上と適正処理の推進に向け、直接搬入ごみの受け入れを行います。ごみ収集に当たっては、環境負荷の低減に向け、効率的な収集ルートの選定とごみ収集車の低公害化を進めます。

さらに、より一層の環境負荷の低減を図るため、定期的な清掃など、ごみ処理施設の適正な管理を実施します。

④　緑の活用

【目標】

・郷土の恵みの森づくり事業や「森林整備計画」に基づく林業振興・森林保全策等の

推進により森林の健全性が向上している。
・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあっている。
・地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

本市は、市域の６割に及ぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有するまちとして知られています。これらの緑は、動植物の生息・生育の場となるだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。緑を活かし、生物多様性の保全と地球温暖化対策を進めるため、森林の適正管理や市街地の緑の拡大を図ります。

また、輸送に伴うエネルギー使用量の節減のため、農畜産物や地元産材の地産地消に積極的に取り組みます。

【施策の進め方】

ア　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

（ア）森林の保全

森林が二酸化炭素を吸収・固定する量の増加に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく林業振興・森林保全策等を推進します。

また、森づくりや森林保全策への関心を高めるため、市有林を主体に針葉樹林から広葉樹林への転換を行い、森林の多面的機能などについて情報発信を進めます。

（イ）森林の活用

化石燃料の使用を抑え、二酸化炭素排出量を削減するために、地元産材の木質バイオマスとしての活用を促進します。バイオマスエネルギーとしての利用は、森林の利用価値を高め、経済的な効果も期待できます。

また、森林における二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について、研究していきます。

イ　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

公園や公共施設の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担っていることから、適正管理などを通じて、緑の充実・拡大を図ります。

【再掲】（イ）市街地の緑化の推進

工場立地法や緑地保全条例などに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収取や情報提供、普及啓発を図ります。

【再掲】（ウ）崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖は、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。こうした場所と市街地の緑がつながることで、生態系

ネットワークが広がり、更に生物多様性が高まることから、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実につながる方策の検討を進めます。

ウ　地産地消の推進

（ア）農畜産物に関するもの

地域から産出される農畜産物を地域で消費する「地産地消」を農業振興の一環として推進するとともに、運搬に係る二酸化炭素排出量を減らす地球温暖化対策の一つであることについて、情報収集や情報提供を行い、普及啓発を図ります。

（イ）地元産材に関するもの

森林資源の地産地消を促進するため、公共施設において地元産材を建築資材として活用するとともに、間伐材の積極的利用を図ります。また、木質バイオマスエネルギーとしての利用など、新たな価値の付与を検討します。

６　人の活動分野

＜方針＞　将来に向かって市民･事業者･市が協働する

生物多様性の保全や地球温暖化対策など、環境分野の取組は、市民・事業者・市の協働により大きな効果が発揮されます。

そのためには、本市の環境の現状や各種取組の内容など、幅広い情報を全ての主体で共有していくことが必要です。また、環境に関する取組を継続する人材として、取組の新たな担い手となる人や次世代を担う子ども達の育成を進めることも重要です。

さらに、市民・事業者・市の協働のための体制づくりを進めるとともに、より一層の意識の共有化を図るため、ともに活動する機会の創出が求められます。

なお、人の活動分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

（１）現状及び課題

①　環境情報の発信

第一次計画における施策の進捗状況や環境調査の結果などについて、環境委員会との連携により、毎年度、環境白書を作成して公表しています。ホームページでは、環境白書のほか、ごみの分別などの各種情報を掲載しています。

また、自然環境調査の結果や森林レンジャーあきる野の活動など、一定の分析・考察が必要な情報については、取りまとめて冊子を作成しました。

さらに、市の広報を活用し、環境関連イベントの参加募集や森林レンジャーの日頃の活動を記した「森林レンジャーが行く」などの定期的な情報発信も行っています。

各種施策の推進に伴い、必要な情報の発信を継続するとともに、情報の共有化を図ることが必要です。

②　環境教育と後継者の育成

子ども達を対象とした環境教育として、市内小中学校におけるカリキュラム内で実施するもののほか、森の子コレンジャー活動や小宮ふるさと自然体験学校による体験学習を実施しています。また、環境委員会活動の一環として、未就学児向けに「小さなこどものためのおさんぽ会」（以下「おさんぽ会」といいます。）も行っています。これらの取組は継続するとともに、実施場所、内容などの更なる充実が必要です。

一方、環境保全と関わりのある農業や有害鳥獣対策に取り組まれている方々の高齢化に伴い、後継者不足が深刻となっています。このため、農業後継者の育成支援や担い手となるボランティアの育成・活用に向けた仕組みづくりを進めます。

③　環境活動の状況

市内では、市民団体がリサイクルや自然環境に関する活動を行っています。また、ごみの減量などを目的としたごみ会議や、第一次計画の策定に伴い設置された環境委員会など、市が主体となって設置した組織も、各々の活動を深めています。さらに、

郷土の恵みの森づくり事業の推進などにより、町内会・自治会を中心とした取組や産学公の連携による地域づくり活動なども進められています。

今後は、これらの活動が継続されるとともに、推進主体間の連携の強化に向け、体制の構築や協働の機会の創出が必要です。

（２）施策体系

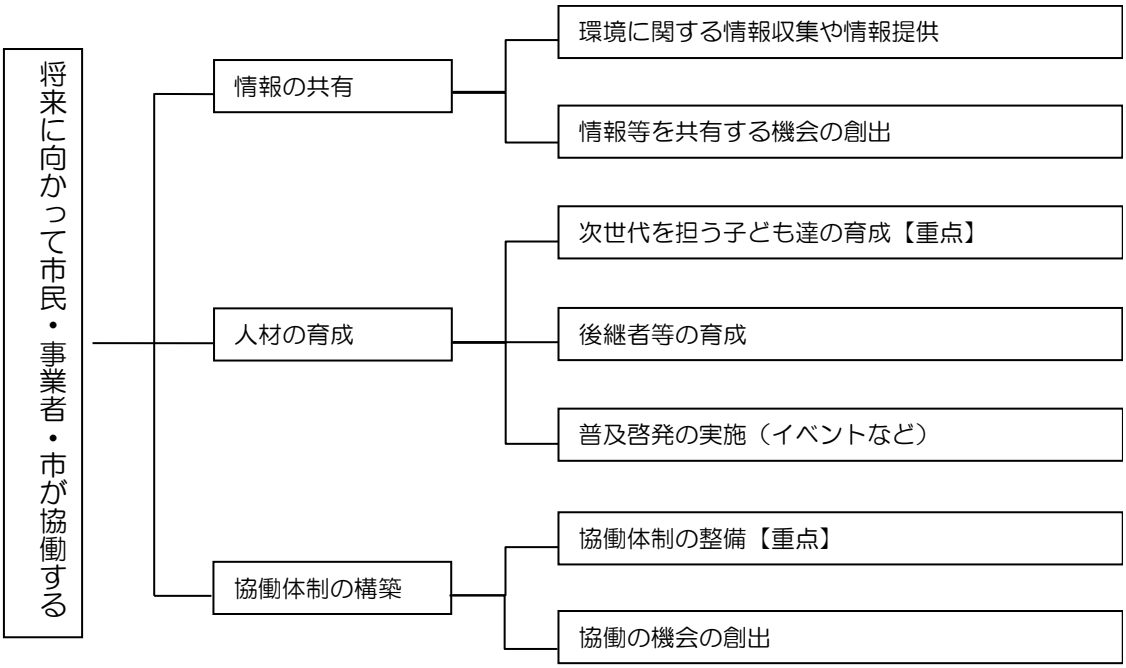

（３）施策の推進方策

①　情報の共有

【目標】

・ホームページなどを通じて環境に関する情報をみることができる。
・環境施策に有効な情報が集約されている。
・様々な方法で情報が発信され、市民・事業者・市による情報共有が図られている。

環境に関する情報は、市内の環境調査の結果をはじめ、環境問題の現状やその対策など、環境行政の進展に伴い非常に多岐に渡っています。また、市内には、環境に関する様々な活動を行っている方がおり、独自に情報を発信している場合もあります。

これらの様々な情報を集約して発信し、市民・事業者・市による情報共有を図ることで、協働による取組の基盤づくりを進めていきます。

【施策の進め方】

ア　環境に関する情報収集や情報提供

（ア）各種の情報収集や情報提供、普及啓発など

市内の環境調査の結果のほか、環境保全の取組の内容、イベントの案内、国や東京都の動向など、市民や事業者と関わりの深い環境に関する情報を収集します。

また、収集した情報は、必要に応じて発信するとともに、普及啓発にも活用して

いきます。

さらに、ＰＭ２．５（微小粒子状物質）など、新たな環境問題に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。

（イ）各種情報の収集・集約

市内において、動植物の調査などの環境に関する様々な活動を行っている方に、調査結果や活動成果などの提供を依頼し、市が保有する情報の充実を図ります。また、これらの情報を集約し、生物目録に反映するなど、活用を進めます。

さらに、情報の提供者に対し調査の支援を行う仕組みの構築などの検討を行います。

（ウ）情報の発信

市内の環境調査の結果や環境に関する取組の進捗状況などをまとめた「環境白書」を毎年作成し、図書館や情報公開コーナーなどで公開します。また、ホームページや広報を通じて各種情報を発信するとともに、情報の性質に応じて、リーフレットの作成、講演会の実施など、様々な人が情報を得られるよう、情報発信の方法を工夫します。

イ　情報等を共有する機会の創出

各種団体の取組などの情報を収集するとともに、市内の環境の現状や市の取組の成果について互いに発表するための機会の創出を検討します。また、図書館における環境情報コーナーの設置を継続します。

今後、多くの情報の集約が必要となる生物多様性については、情報発信ページの整備など、インターネットを使った情報公開も実施します。

②　人材の育成

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の後継者や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育のほか、様々な場面や機会において体験学習などを行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。

また、本市の環境の保全に関わる農林業の後継者の育成支援とともに、各種取組の担い手となるボランティアの育成や活用を図る仕組みづくりを進めます。

環境教育や体験学習など、環境に関する取組に継続的に携わるためには、環境保全の意識の醸成が必要です。このため、これらの取組に関わる機会を創出する普及啓発イベント等を実施します。

【施策の進め方】

ア　次世代を担う子ども達の育成【重点】

（ア）小中学校における環境教育の継続など

小中学校における環境教育や地産地消を意識した食育などを継続します。また、生物多様性の豊かさなどの本市の環境の特性について、更に多くの子ども達に学んでもらうため、小中学校で活用できるような教材の作成を進めます。

（イ）様々な場面や場所における環境教育の継続など

森の子コレンジャー活動やおさんぽ会、菅生地区における産学公連携による「菅生『子どもの森広場』」などの環境教育の取組を継続します。また、市の施設である小宮ふるさと自然体験学校や秋川渓谷戸倉体験研修センターのほか、東京都の自然公園施設である小峰ビジターセンターなどの体験学習の場を活用し、環境教育や体験学習を進めていきます。

これらの活動を実施する際は、本市の自然環境の特徴である森や里山、河川などを活用するとともに、環境教育や体験学習の更なる拡大に向け、市内の幼稚園や保育園への普及啓発にも取り組みます。

イ　後継者等の育成

（ア）担い手の育成・活用

生物多様性の保全や地球温暖化対策などの取組を継続していくため、森林サポートレンジャーなどの事例を参考に、担い手となるボランティアの育成・活用の仕組みづくりを進めます。また、取組に関心のある方が無理なく参加できるよう、人材育成講座の実施なども検討します。

（イ）後継者の育成

本市の自然環境の保全に大きな役割を果たす農地は、継続的に手を入れる必要があるため、農業後継者の育成が重要です。このため、あきる野市農業振興会後継者部会への支援などを継続し、後継者の育成を図ります。

また、有害鳥獣・外来種対策の継続・拡大に向け、狩猟免許の更新支援などを継続します。

ウ　普及啓発の実施（イベントなど）

環境に関する様々な取組への多様な主体の協力を促すため、リサイクルフェアなどの参加型イベントや地場産の農畜産物による食育を通じて、普及啓発を図ります。イベントの実施に当たっては、広域的な取組を視野に入れ、小峰ビジターセンターや河川管理者との連携も進めます。

③　協働体制の構築

【目標】

・各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
・様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

環境に関する取組は、非常に多岐に渡っており、市民・事業者・市による共通認識のもと、それぞれの立場から推進を図ることが必要です。このため、各推進主体間の連携を促進するため、環境委員会のように多様な主体の参画する組織の運営を継続します。

また、様々な主体がともに活動できる場として、協働の機会の維持・創出を図ります。

【施策の進め方】

ア　協働体制の整備【重点】

（ア）各種委員会等の運営

環境に関する取組には、各推進主体において、相互の連携により効率的かつ効果的な推進が図られるものや、目的の共有により各々が自発的に取組を行い、幅広い効果を得られるものがあります。このため、取組に携わる推進主体間で情報共有や意見交換を行い、共通認識を形成することが重要です。

このため、環境委員会のように多様な主体の参画する組織の運営を継続するとともに、必要に応じて運営体制を整備していきます。

（イ）活動団体への支援

市内には、森づくりや生物多様性保全、廃棄物減量などの活動に取り組む団体等が存在します。これまでに述べたとおり、環境に関する取組は様々な主体の協働により大きな効果を得られることから、協働の一環として、こうした活動を支援する仕組みを検討します。

イ　協働の機会の創出

生物多様性など、環境に関する取組への各推進主体の自発的な参画・参加を促進するため、きっかけとなる協働の機会の維持や創出を進めます。

町内会・自治会による森づくりを支援する森林サポートレンジャーや地球温暖化対策の一環であるライトダウンキャンペーンなど、関心のある方が気軽に参加できる取組の継続や創出、情報提供を行います。

また、産学公連携による森づくり事業、高齢者による農業を通じた健康活動である「ふるさと農援隊」、有害鳥獣対策等を実施する「あきる野の農と生態系を守り隊」、公園や街路樹の管理の仕組みであるアダプト制度なども、多様な主体が連携する機会として推進します。

7　分野別の取組

「３　自然環境分野」（３０頁参照）～「６　人の活動分野」（５４頁参照）で示した施策ごとの取組を示します。また、対応する分野別計画と掲載頁のほか、取組の内容や目標、所管課、平成２８年度（２０１６年度）から平成３２年度（２０２０年度）までの実施内容も掲載します。

取組の目標や実施内容は、本計画の進行管理に活用します。

※　分野別の取組の記載例

分野ごとに番号をふっています。

取組の名称です。掲載が２回目以降の取組は、【再】の表示がつきます。

掲載されている分野別計画とその掲載頁です。

取組の内容や目標を簡単にまとめています。

No.1	自然環境調査の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、108
内容 目標	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員など調査員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員など調査員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

取組の所管課です。

本計画の見直し（Ｈ３２）までの実施内容を簡単にまとめています。

※　参考として、第一次計画の改訂版（第一次環境基本計画（改訂版））に示された取組と直接的に結びつく取組には、括弧書きにて第一次環境基本計画（改訂版）の掲載頁を示しています。

（１）自然環境分野

①　基礎情報の調査・収集

ア　生物多様性の把握・モニタリングの継続

（ア）各種調査の継続・実施

No.1	自然環境調査の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、108
内容 目標	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員など調査員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員など調査員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.2	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○森林レンジャーあきる野の体制を維持し、森林部を中心とする生物調査等を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.3	河川の水質調査				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（14）、108
内容 目標	○河川の水質調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○河川の水質調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.4	地下水汚染調査				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（14）、108
内容 目標	○地下水汚染調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地下水汚染調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.5	湧水調査				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（14）、108
内容 目標	○湧水調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○湧水調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.6	専門機関等との連携による調査の検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○専門機関との連携による調査の実施の可否などについて検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○本市の自然環境に関する調査を実施している専門機関を把握する。	⇒	⇒	○専門機関との連携方法などを模索する。	⇒

（イ）調査結果の収集

No.7	市民などによる調査の結果の収集				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○市民などによる調査結果を収集している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	⇒	⇒	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	⇒

（ウ）情報の集約

No.8	生物多様性に関する各種情報の整理・集約				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○各種情報の整理と集約がなされている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○可能な範囲で、収集した情報の整理・集約を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.9	生物目録の作成・更新				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.10	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	108
内容 目標	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

（ア）市内各所の評価の実施

No.11	各種情報の地図情報化				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	109
内容 目標	○生息や生育の場所が把握できた生物について、地図情報化に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生息情報や生育情報などの収集を行う。 ○地図情報化の手法を検討する。	⇒	⇒	○生息情報や生育情報などの収集を継続する。 ○可能なところから地図情報化に着手する。	⇒

No.12	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、109
内容 目標	○自然環境調査等に基づき、市内各所の生物多様性の把握と評価をしている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査や森林レンジャーあきる野による生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。	⇒	○情報を整理し、生物多様性の把握と評価を行う。 ○調査を継続する。	○調査を継続する。	⇒

（イ）保全等すべき場所の抽出

No.13	保全・再生・活用すべき場所の抽出				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、109
内容 目標	○No.12の評価に基づき、保全・再生・活用すべき場所の抽出を開始している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査や森林レンジャーあきる野による生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○必要に応じて、保全等をすべき場所を検討する。	⇒	○No.12の評価から、保全等すべき場所を抽出する。 ○調査を継続する。	○調査を継続する。 ○必要に応じて、更に保全等をすべき場所を検討する。	⇒

ウ　生物多様性に関する情報の共有化

（ア）様々な方策による情報発信

No.14	各種リーフレットの作成・公開				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	112
内容 目標	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じてリーフレットを作成・公開（配布）する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.15	水と緑のマップの充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（23）、112
内容 目標	○No.11の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○周知用のマップの作成を検討し、必要に応じて作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.16	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、112
内容 目標	○生物多様性に関する講演会を実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて講演会を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.17	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（37）、112
内容 目標	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）情報発信する内容の工夫

No.18	森の魅力発信				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（5）、112
内容 目標	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.19	みどりの大切さの発信				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（21）、112
内容 目標	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.20	農地の環境面からの機能の発信				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（8）、112
内容 目標	○「あきる農を知り隊」等体験事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農業体験を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.21	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	112
内容 目標	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。 ○湧き水の重要性を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒

②　生物多様性の保全

ア　生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

（ア）区域指定などの仕組みづくり

No.22	（仮称）生物多様性保全条例の制定				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	122
内容 目標	○（仮称）生物多様性保全条例を制定し、運用している。また、条例の認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○（仮称）生物多様性保全条例を制定する。	○（仮称）生物多様性保全条例を運用する。	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.23	市民・観光客向けカントリーコードの設定				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	122
内容 目標	○カントリーコードを設定し、市民等に存在を認知されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○カントリーコードを検討する。	○カントリーコードを設定する。	○カントリーコードを周知する。	⇒	⇒

No.24	あきる野市版レッドリストの作成				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、122
内容 目標	○あきる野市版レッドリストを作成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○あきる野市生きもの会議にて、レッドリストのあり方や指定する種を検討し、作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）区域の指定など

No.25	生物多様性保全区域の指定				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、108
内容 目標	○生物多様性保全区域を指定する仕組みを構築している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○（仮称）生物多様性保全条例の制定と合わせ、生物多様性保全区域の指定制度を検討する。	○指定制度を運用する。	⇒	⇒	⇒

No.26	重要地域の公有地化				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	122
内容 目標	○重要地域の公有地化を検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.27	保存緑地の指定				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（21）、122、59
内容 目標	○保存緑地の指定制度を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○保存緑地の指定制度を維持し、必要に応じて保存緑地の指定を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.28	文化財の指定・保護				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、122
内容 目標	○文化財の指定や保護を進めている。				
所管課	生涯学習スポーツ課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○文化財の指定や保護を進める。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）基金の運用など

No.29	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、122
内容 目標	○郷土の恵みの森づくり事業に必要な財源として、郷土の恵みの森づくり事業基金の運用を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業基金の運用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.30	生物多様性保全基金の創出の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、122
内容 目標	○生物多様性保全基金の創出について検討し、一定の方向性を示している。				
所管課	担当課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ふるさとの緑地保全基金の取扱いも含め、生物多様性保全基金の創出を検討する。	⇒	○検討結果に基づき、生物多様性保全基金の創出などを行う。	⇒	⇒

No.31	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、122
内容 目標	○森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度について検討し、一定の方向性を示す。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

（ア）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化

No.32	効率的かつ効果的な手法の検討・実施				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	125
内容 目標	○有害鳥獣対策等を効率的かつ効果的に実施するため、方策や実施体制について検討し、実施している。 ○有害鳥獣対策等に必要となる技術講習・研修を実施している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。 ○あきる野の農と生態系を守り隊において研修を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）有害鳥獣対策の継続・拡大

No.33	有害鳥獣対策の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、125
内容 目標	○農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）外来種対策の継続・拡大

No.34	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、125
内容 目標	○外来種対策の継続により、アライグマ・ハクビシンの個体数が減り、被害があると感じている市民が25%以下となる（被害を感じている市民の割合は、アンケート調査で把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で被害を感じている市民の割合を把握する。

No.35	特定外来生物対策の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、125
内容 目標	○本市の生態系において脅威となる特定外来生物について、生息・生育場所の情報収集を行い、必要に応じて新たな対策に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○必要に応じて、駆除などの対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.36	外来種対策の拡大・強化の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、125
内容 目標	○本市の生態系において脅威となる外来種について、生息・生育場所の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討の上、必要に応じて新たな対策に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○必要に応じて、駆除などの対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.37	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（3）、125
内容 目標	○東京都や近隣市町村と連携し、アライグマ・ハクビシンをはじめとする外来種対策を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参画し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ウ　生態系の保全に向けた取組の推進

（ア）総合的な緑地の保全や推進に関する取組

No.38	緑の基本計画の改定				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	126
内容 目標	○緑の基本計画の改定について検討している。				
所管課	都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都の動向やあきる野戦略との連携を考慮しながら、緑の基本計画のあり方や改定の方向性について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）森林に関する取組

No.39	郷土の恵みの森づくり事業の推進(森林の保全)				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（5）、126
内容 目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する郷土の恵みの森づくり事業を継続・拡大している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。 ○郷土の恵みの森づくり事業の参加団体を増やす。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.40	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、126
内容 目標	○森林整備計画等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林整備計画を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.41	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（7）、126
内容 目標	○森林の保全に向け、地域との協働による郷土の恵みの森づくり事業を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。 ○森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。 ○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）里山に関する取組

No.42	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地域など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（8）、126
内容 目標	○産学公連携による菅生地域の森づくり・地域づくり事業を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地域における森づくり・地域づくり事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.43	里山の保全策の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（8）、126
内容 目標	○産学公連携による菅生地域の森づくり・地域づくり事業などの成果を参考に、里山保全策を検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地域における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（エ）農地に関する取組

No.44	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（21）、126
内容 目標	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。 ○適正な生産緑地制度の運用を継続している。				
所管課	農林課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地集積の推進を継続する。 ○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

（オ）河川に関する取組

No.45	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	127
内容 目標	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。 ○生物多様性への配慮や河川環境の保全について、関係機関と調整を図り、必要に応じて対応する。				
所管課	生活環境課、建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。 ○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.46	清流保全協力員活動の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（22）、127
内容 目標	○清流保全協力員活動を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○清流保全協力員活動を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.47	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（15）、127
内容 目標	○事業所排水対策が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○事業所排水対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.48	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（15）、127
内容 目標	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。 ○下水道への接続啓発・普及などを継続している。				
所管課	生活環境課、管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。 ○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（カ）地下水・湧水に関する取組

No.49	地下水保全対策の継続（揚水規制）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（17）、127
内容 目標	○東京都環境確保条例に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。 ○生活環境課と農林課の連携により、東京都環境確保条例による規制が遵守されている。				
所管課	生活環境課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.50	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（10）、127
内容 目標	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。 ○雨水浸透ますの設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。				
所管課	生活環境課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○湧水保全対策を実施する。 ○宅地開発等指導要綱に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（キ）崖線緑地に関する取組

No.51	崖線地区の保全				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、127
内容 目標	○可能な範囲において、保存緑地の指定制度等により、崖線地区の保全が図られている。 ○崖線地区における開発抑制を継続している。				
所管課	環境政策課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。 ○開発抑制の指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③　生物多様性の創出

ア　恵み豊かな緑と水の創出【重点】

（ア）森林に関する取組

No.52	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、130
内容 目標	○森林整備計画等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林整備計画を改定し、林業振興・森林保全策を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.53	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（5・7）、130
内容 目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する郷土の恵みの森づくり事業を継続・拡大している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。 ○郷土の恵みの森づくり事業の参加団体を増やす。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.54	アニマルサンクチュアリ活動				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○人と野生動物との共存を目指すアニマルサンクチュアリ活動を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○アニマルサンクチュアリ活動を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.55	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（7）、130
内容 目標	○豊かな森林の創出に向け、地域との協働による郷土の恵みの森づくり事業を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。 ○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。 ○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.56	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（5・10）、59
内容 目標	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）魅力あふれる川づくりに関する取組

No.57	河川環境の維持・向上				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○東京都と連携のうえ、河川環境の維持・向上につながる取組を実施している（外来植物対策等）。 ○東京都と連携し、必要に応じて河川環境の維持等に貢献する対応を行っている。				
所管課	環境政策課、管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策などの方策を検討・実施する。 ○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.58	魚道の整備				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○魚道の整備について、必要に応じて東京都と協議している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて、東京都と協議を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.59	魚類が産卵しやすい川づくり				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○魚道の管理を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.60	稚魚の放流				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○秋川漁業協同組合や東京都の支援を行っている。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都、秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.61	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○魚道の管理を継続している。 ○秋川漁業協同組合主体のもと、江戸前アユのブランド化を進めている。				
所管課	農林課、観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川漁業協同組合、東京都と協力し、魚道の維持管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
	○秋川アユのブランド化に向けた準備を行う。	○ブランド化を推進する。	○秋川アユブランドを周知する。	○秋川アユブランドの定着を図る。	⇒

No.62	河川環境の向上についての検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容 目標	○東京都と連携のうえ、河川環境の向上に向けた方策について検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都と連携のうえ、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　市街地における緑の保全・創出

（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

No.63	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（19）、136
内容 目標	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。				
所管課	関係各課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性推進委員会において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.64	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（19）、136
内容 目標	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。				
所管課	関係各課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性推進委員会において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）市街地の緑化の推進

No.65	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、136
内容 目標	○工場立地法や宅地開発等指導要綱などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。				
所管課	環境政策課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○工場立地法やふるさとの緑地保全条例に基づき、緑化を指導する。 ○宅地開発等指導要綱に基づき、緑化を指導する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.66	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（20・35）136、57
内容 目標	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.67	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（8）、57
内容 目標	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

（ウ）崖線の緑の回復・充実

No.68	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	136
内容 目標	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。 ○市所有地であり、保存緑地としている崖線緑地について、適正な管理を継続している。				
所管課	地域防災課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○継続して、土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。 ○崖線緑地周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

④　生物多様性の活用

ア　地産地消の推進

（ア）農畜産物における取組

No.69	地産地消型農業の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	139
内容 目標	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.70	農畜産物などの地産地消の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（9）、139、60
内容 目標	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）地元産材における取組

No.71	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、139
内容 目標	○森林資源の需要が喚起されている。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針（H27.4策定）に基づき、多摩産材の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.72	公共施設における地元産材の使用促進				
分野別計画	あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	139、60
内容 目標	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。				
所管課	施設営繕課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　生物多様性を活かした商品等の開発

（ア）地域ブランドの普及拡大など

No.73	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容 目標	○商工会と連携し、秋川渓谷物語ブランドの普及拡大を継続している。				
所管課	観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○普及拡大を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.74	「秋川渓谷」のブランド化の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容 目標	○観光推進プランとの整合を図りながら、「秋川渓谷」のブランド化の推進を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○平成２７年度の観光推進プランの改定を受け今後の目標設定をする。	⇒	⇒	⇒	（○目標達成に向け、取組を実施する。）

No.75	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容 目標	○森っこサンちゃんのイラストの提供等を継続している。 ○商工会と連携し引き続き普及拡大を推進している。 ○秋川渓谷のブランド化に向けた取組や観光プロモーションの一環として森っこサンちゃんを活用している。				
所管課	環境政策課、観光商工課、観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森っこサンちゃんのイラスト提供等を継続する。 ○商工会と連携し、普及拡大を推進する。 ○森っこサンちゃんのLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな観光推進プランと整合させながら、今後の取組を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ウ　生物多様性を活かした観光振興【重点】

（ア）秋川流域ジオパーク構想の推進

No.76	秋川流域ジオパーク構想の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○ジオパーク構想の推進により、日本ジオパークの認定を受け、取組が定着している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○日本ジオパークの認定に向け、各種の取組を継続する。	⇒	○日本ジオパークの認定を受ける（目標）。	○ジオパークに関する取組を定着させる。 ○ジオパークによるまちづくりを推進する。	⇒

（イ）観光拠点の運営・整備

No.77	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○武蔵五日市駅前市有地等の活用について、関係団体や地域との調整の中で方向性が見出されている。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.78	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○生物多様性を活用した体験研修等をメニューとし、観光拠点である秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）観光ルートの設定など

No.79	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2･22･24）、142
内容 目標	○現状に応じてあきる野百景の更新を図るとともに、公開を継続している。 ○既存のマップ、パンフレットを活かし、周知を図っている。				
所管課	環境政策課、観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○現状に応じてあきる野百景の更新を図るとともに、公開を継続する。 ○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.80	各種マップの作成				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○配布状況に応じて、概ね２年毎に秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図っている。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○配布状況に応じて、概ね２年毎に秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.81	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（5）、142
内容 目標	○郷土の恵みの森づくり事業の一環として、昔道及び尾根道の補修や景観の整備を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.82	観光ボランティアガイドの育成				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○必要に応じた研修会の開催などにより観光ボランティアガイドの育成を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.83	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○必要に応じたルート設定を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じたルート設定を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（エ）渓流や農業を活かした取組

No.84	釣りなどのレジャーへの活用				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○秋川漁業協同組合と連携し、釣り人をターゲットにした新しい観光スタイルを提示している。				
所管課	観光商工課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.85	バーベキュー場の維持管理				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容 目標	○指定管理者制度により、市内3か所のバーベキュー場の管理が継続されている。				
所管課	観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○指定管理者による管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（２）生活環境分野

①　公害対策の推進

ア　公害の防止

（ア）環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開

No.1	環境調査の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（14）、108
内容 目標	○河川の水質調査などの環境調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.2	生活環境に関する情報の収集・公開				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（14）
内容 目標	○生活環境に関する情報の収集・公開を行っている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）大気汚染対策・悪臭対策の充実

No.3	粉じん防止対策の充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（15）
内容 目標	○粉じん防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○粉じん防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.4	悪臭防止対策の充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（15）
内容 目標	○悪臭防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○悪臭防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）水質汚濁対策の充実

No.5	【再】事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.47をご覧ください。

No.6	【再】生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.47をご覧ください。

No.7	下水道の整備				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（15）
内容 目標	○年間５haの整備を継続する。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○年間５ha整備する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.8	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○汚水処理施設設置計画を検討している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○汚水処理施設設置計画を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（エ）騒音防止対策の充実

No.9	工場・事業場からの騒音防止対策の充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○工場・事業場からの騒音の防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.10	道路交通騒音対策の実施（都等への要望）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○関係機関と調整を図り、必要に応じ、要請等の対応を実施している。				
所管課	建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.11	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○近隣騒音防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○近隣騒音防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.12	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○防衛施設周辺整備全国協議会に書面による要請を継続している。また、市民からの騒音苦情について、防衛相横田防衛事務所に口頭要請を継続している。				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

（オ）有害化学物質対策の充実

No.13	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○有害化学物質に係る情報が充実し、必要に応じて情報提供を行っている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.14	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容 目標	○有害化学物質が適正に管理されている（使用量等）。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（カ）その他の公害対策・生活環境対策の充実

No.15	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○振動防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○振動防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.16	土壌汚染対策の実施（指導や調査の指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○土壌汚染対策を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○土壌汚染対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.17	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回・指導、排せつ物処理施設の整備）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○巡回指導を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○家畜伝染病防止に配慮しながら市内畜産農家の巡回指導を継続する（年間１～２農家）。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.18	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.49をご覧ください。

No.19	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.50をご覧ください。

No.20	光害防止対策の研究				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○光害防止対策を研究している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○光害防止対策の研究に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　自動車による環境負荷の低減【重点】

（ア）自動車の燃料使用量の節減

No.21	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、50
内容 目標	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エコドライブの情報発信を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

No.22	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、50
内容 目標	○エコドライブの普及を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及促進を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

No.23	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	52
内容 目標	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○第三次地球温暖化防止対策実行計画に基づき、エコドライブを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.24	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、52
内容 目標	必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。				
所管課	総務課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.25	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15）、50
内容 目標	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.26	次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究ほか）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（31）
内容 目標	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.27	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・31）、52
内容 目標	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は第三次地球温暖化防止対策実行計画の推進に伴い把握）。				
所管課	総務課、地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）公共交通機関の利用促進

No.28	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・30）、51
内容 目標	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の普及啓発を継続し、市民における公共交通機関の優先的利用が20%以上となる(実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

No.29	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・30）、52
内容 目標	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５％以上削減する（削減率は第三次地球温暖化防止対策実行計画の推進に伴い把握）。				
所管課	総務課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

②　資源循環型社会の構築

ア　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【重点】

No.30	ごみ会議の運営・推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17・25）、49、46
内容 目標	○ごみ会議の活動を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.31	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17）、49、46
内容 目標	○「へらすぞう」の発行を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○年１回以上「へらすぞう」の発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.32	生ごみリサイクルの促進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、49、46
内容 目標	○生ごみ処理器の助成等の継続とダンポストの普及を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生ごみ堆肥化容器の購入補助、家庭用ＥＭ菌生ごみ処理容器の貸与及びダンポストの普及を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.33	落ち葉の堆肥化の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17・35）、49、46
内容 目標	○落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.34	水切りの徹底				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	49
内容 目標	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.35	リサイクルフェア等のイベントの実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画			掲載頁	（18）、50
内容 目標	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	⇒	○新たなイベント（環境フェスティバルなど）を実施する。	⇒	⇒

No.36	廃食油の有効利用の促進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、50、49
内容 目標	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.37	省資源化の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画			掲載頁	（18）、50
内容 目標	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.38	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、50、45
内容 目標	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.39	事業者へのごみ減量啓発				
分野別計画	ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	50、48
内容 目標	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　資源循環型社会に向けたシステムづくり

No.40	ごみの戸別収集・有料化の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、51、46
内容 目標	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.41	資源集団回収の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、51、46
内容 目標	○資源集団回収団体が増加している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.42	資源回収の充実				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	51
内容 目標	○白色トレイの資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○白色トレイの資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収化を行う。	⇒ ○資源回収物の種類を増やしていくことを検討する。	⇒	⇒	⇒

No.43	新たなリサイクルシステムの検討				
分野別計画	ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	51、49
内容 目標	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムを検討している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.44	放置自転車リサイクルの実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（19）
内容 目標	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。				
所管課	地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.45	最終処分場掘り起こし再生				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	51
内容 目標	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○最終処分場掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

ウ　環境に配慮した収集・処理の推進

No.46	直接搬入ごみの受入れ				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	52
内容 目標	○直接搬入ごみの受入れを実施している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.47	環境低負荷型の収集の実現				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画			掲載頁	（19・31）、52
内容 目標	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨していく。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.48	清掃工場の適正管理				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画			掲載頁	（19）、52
内容 目標	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

③　緑あふれる快適なまちづくりの推進

【再掲】ア　市街地における緑の保全・創出

【再掲】（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

No.49	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.63をご覧ください。

No.50	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.64をご覧ください。

【再掲】（イ）市街地の緑化の推進

No.51	【再】緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.65をご覧ください。

No.52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.66をご覧ください。

No.53	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.67をご覧ください。

【再掲】（ウ）崖線の緑の回復・充実

No.54	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.68をご覧ください。

No.55	【再】保存緑地の指定
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.27をご覧ください。

イ　清潔なまちづくり

（ア）清潔な街並みの維持

No.56	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容 目標	○不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.57	電線地中化の促進など				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容 目標	○都道の整備などに伴い、必要に応じて東京都への要望を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて東京都に要望する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.58	道路・公園・公共施設等の適正管理				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。				
所管課	生活環境課、管理課、建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）ポイ捨ての防止等

No.59	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○たばこ・ごみのポイ捨て防止について意識啓発を継続し、清潔なまちの満足度が２０％以上となる（満足度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。 ○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.60	一斉清掃の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○年２回（春と秋）の一斉清掃を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.61	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○ボランティア袋の配布等を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.62	ポイ捨て防止などの対策の研究				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○ポイ捨て防止対策などの研究を継続している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.63	不法投棄対策の充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容 目標	○不法投棄対策を継続する。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）空き地・空き家の適正管理

No.64	空き地の適正管理				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（26）
内容 目標	○空き地の適正管理に関する指導等を継続し、空き地が適正に管理されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.65	空家対策の検討				
分野別計画	新規			掲載頁	新規
内容 目標	（空き家対策の方向性を検討後に設定する。）				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

※　空き家対策の検討は、本計画からの新規の取組であるため、根拠となる分野別計画はありません。

（エ）ペットの適正飼育

No.66	ペットの飼い方等の意識啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（26）
内容 目標	○狂犬病予防事務を継続している。 ○その他のペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り必要に応じた対応を継続している。				
所管課	健康課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.67	ペットの飼い方等に関する苦情対策				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（26）
内容 目標	○ペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。				
所管課	生活環境課、健康課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ウ　快適で魅力あふれるまちづくり

No.68	地区計画などを生かした良好な街並みづくり（区画整理事業区域・線引き変更箇所）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（23）
内容 目標	○土地区画整理事業による良好な街並み整備を進めている。				
所管課	区画整理推進室				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○土地区画整理事業による良好な街並み整備を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.69	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（23）
内容 目標	○必要に応じて、安全かつ分かりやすい散策ルートを整備している。 ○郷土の恵みの森づくり事業の一環として、昔道・尾根道等の整備を継続している。				
所管課	観光商工課、観光まちづくり活動課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じた散策ルートの整備を実施する。 ○郷土の恵みの森づくり事業の一環として、昔道・尾根道の整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.70	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容 目標	○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。				
所管課	観光商工課、観光まちづくり活動課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（３）エネルギー環境分野

①　省エネの推進

ア　家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

（ア）省エネ型活動の推進

No.1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（31）、42・44
内容 目標	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

No.2	環境家計簿などの普及拡大				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（31）、42
内容 目標	○環境家計簿の普及拡大を継続し、市民における環境家計簿の認知度が20%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ・アンケート調査で認知度を把握する。

No.3	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（32）、44
内容 目標	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励

No.4	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、50、44
内容 目標	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

（ウ）市の事務事業における省エネの取組

No.5	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(32)、45
内容 目標	○クールビズ等の周知と合わせ省エネの啓発を継続している。				
所管課	総務課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○省エネの推進を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.6	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(32)、45
内容 目標	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。				
所管課	総務課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.7	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	45
内容 目標	○可能な範囲で各施設におけるエネルギーマネジメントを継続・実施している。				
所管課	関係各課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○第三次地球温暖化防止対策実行計画などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　建物・設備における省エネの推進

（ア）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

No.8	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（33）、53
内容 目標	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.9	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（33）、53
内容 目標	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○今後の支援制度のあり方について、研究する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）建物自体の省エネ化の推進

No.10	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（32）、54
内容 目標	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）公共施設等における取組

No.11	再生可能エネルギー設備・機器の導入				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（34）、55
内容 目標	○導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。				
所管課	施設営繕課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○導入に向け、情報収集等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.12	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	55
内容 目標	○省エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。 ○大型街路灯、装飾灯のLED化を検討している。				
所管課	施設営繕課、建設課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○導入に向け、情報収集等を継続する。 ○大型街路灯などのLED化を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.13	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	55
内容 目標	○関係各課と連携し、施設改修等の情報を収集するとともに、ESCO事業の実現可能性について検討している。				
所管課	施設営繕課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

②　移動手段における地球温暖化対策の推進

ア　自動車の燃料使用量の節減【重点】

（ア）エコドライブの推進

No.14	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.21をご覧ください。

No.15	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.22をご覧ください。

（イ）次世代自動車等の普及促進

No.16	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.25をご覧ください。

No.17	【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究ほか）
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.26をご覧ください。

（ウ）公用車における燃料使用量の節減

No.18	【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.23をご覧ください。

No.19	【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.24をご覧ください。

No.20	【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.27をご覧ください。

イ　移動手段の転換等

（ア）移動手段の転換に伴う効果の周知

No.21	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.28をご覧ください。

（イ）公共交通機関の利便性向上

No.22	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・30）、51
内容 目標	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用が継続されている。				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（ウ）自転車の利用拡大

No.23	必要に応じて駐輪場を整備する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・30）、51
内容 目標	○必要に応じた駐輪場の整備を実施している。				
所管課	地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて駐輪場の整備を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.24	自転車の優遇方策の研究及び検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、52
内容 目標	○自転車の優遇方策について、研究や検討を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自転車の優遇方策について、研究や検討を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.25	自転車のさらなる有効活用方策の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、52
内容 目標	○自転車のさらなる有効活用方策について、検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

（エ）市の事務事業における移動手段の転換等

No.26	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.29をご覧ください。

【再掲】③　資源循環型社会の構築

【再掲】ア　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【重点】

No.27	【再】ごみ会議の運営・推進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.30をご覧ください。

No.28	【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.31をご覧ください。

No.29	【再】生ごみリサイクルの促進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.32をご覧ください。

No.30	【再】落ち葉の堆肥化の推進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.33をご覧ください。

No.31	【再】水切りの徹底
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.34をご覧ください。

No.32	【再】リサイクルフェア等のイベントの実施
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.35をご覧ください。

No.33	【再】廃食油の有効利用の促進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.36をご覧ください。

No.34	【再】省資源化の推進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.37をご覧ください。

No.35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.38をご覧ください。

No.36	【再】事業者へのごみ減量啓発
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.39をご覧ください。

【再掲】イ　資源循環型社会に向けたシステムづくり

No.37	【再】ごみの戸別収集・有料化の継続
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.40をご覧ください。

No.38	【再】資源集団回収の推進
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.41をご覧ください。

No.39	【再】資源回収の充実
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.42をご覧ください。

No.40	【再】新たなリサイクルシステムの検討
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.43をご覧ください。

No.41	【再】放置自転車リサイクルの実施
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.44をご覧ください。

No.42	【再】最終処分場掘り起こし再生
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.45をご覧ください。

【再掲】ウ　環境に配慮した収集・処理の推進

No.43	【再】直接搬入ごみの受入れ
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.46をご覧ください。

No.44	【再】環境低負荷型の収集の実現
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.47をご覧ください。

No.45	【再】清掃工場の適正管理
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.48をご覧ください。

④　緑の活用

ア　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

（ア）森林の保全

No.46	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進(森林の保全)
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.39をご覧ください。

No.47	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.40をご覧ください。

No.48	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.41をご覧ください。

No.49	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.52をご覧ください。

No.50	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.53をご覧ください。

No.51	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.55をご覧ください。

No.52	【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.56をご覧ください。

No.53	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（34）、56
内容 目標	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて森の多面的機能の発信を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ・アンケート調査で認知度を把握する。

（イ）森林の活用

No.54	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（33）、59
内容 目標	○木質バイオマスの利活用方法の情報収集と研究を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.55	カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（29）、59
内容 目標	○カーボンオフセットの仕組みづくりの情報収集や研究を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○カーボンオフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】（ア）公共施設などの緑の充実・拡大

No.56	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.63をご覧ください。

No.57	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.64をご覧ください。

【再掲】（イ）市街地の緑化の推進

No.58	【再】緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.65をご覧ください。

No.59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.66をご覧ください。

No.60	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.67をご覧ください。

【再掲】（ウ）崖線の緑の回復・充実

No.61	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.68をご覧ください。

No.62	【再】保存緑地の指定
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.27をご覧ください。

ウ　地産地消の推進

（ア）農畜産物に関するもの

No.63	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	58
内容 目標	地産地消の効果について、情報提供や普及啓発を継続し、認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.64	【再】地産地消型農業の推進
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.69をご覧ください。

No.65	【再】農畜産物などの地産地消の推進
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.70をご覧ください。

（イ）地元産材に関するもの

No.66	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.71をご覧ください。

No.67	【再】公共施設における地元産材の使用促進
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.72をご覧ください。

（４）人の環境分野

①　情報の共有

ア　環境に関する情報収集や情報提供

（ア）各種の情報収集や情報提供、普及啓発など

No.1	生活環境に関する情報の収集・提供				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（14）
内容 目標	○新たな環境問題など生活環境に関する情報収集を継続し、必要に応じて情報提供を行っている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.2	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発
参照先	内容や目標などは、エネルギー環境分野No.1をご覧ください。

No.3	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発
参照先	内容や目標などは、エネルギー環境分野No.4をご覧ください。

No.4	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発
参照先	内容や目標などは、エネルギー環境分野No.3をご覧ください。

No.5	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	64
内容 目標	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.6	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.21をご覧ください。

No.7	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.28をご覧ください。

No.8	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.25をご覧ください。

No.9	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発
参照先	内容や目標などは、エネルギー環境分野No.10をご覧ください。

No.10	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	内容や目標などは、エネルギー環境分野No.53をご覧ください。

No.11	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	62
内容 目標	○打ち水や散水の効果について、情報提供・普及啓発を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.12	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	62
内容 目標	○クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.13	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	63
内容 目標	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.14	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	63
内容 目標	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.15	【再】森の魅力発信
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.18をご覧ください。

No.16	【再】みどりの大切さの発信
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.19をご覧ください。

No.17	【再】農地の環境面からの機能の発信
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.20をご覧ください。

No.18	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.21をご覧ください。

No.19	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	71
内容 目標	○「屋根貸し制度」について、情報の収集・提供を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）各種情報の収集・集約

No.20	【再】市民などによる調査の結果の収集
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.7をご覧ください。

No.21	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.8をご覧ください。

No.22	【再】生物目録の作成・更新
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.9をご覧ください。

No.23	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.10をご覧ください。

（ウ）情報の発信

No.24	【再】各種リーフレットの作成・公開
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.14をご覧ください。

No.25	【再】水と緑のマップの充実
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.15をご覧ください。

No.26	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.16をご覧ください。

No.27	環境白書の作成				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（37）
内容 目標	○環境白書の作成を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境白書の作成を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　情報等を共有する機会の創出

No.28	人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（37）、146
内容 目標	○講演会などを通じて、市内活動団体の情報交換や情報発信が行われている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.29	市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（37）、146
内容 目標	○市内活動団体の活動状況や実績について、情報収集などを行う方策を確立している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.30	【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成
参照先	内容や目標などは、自然環境分野No.17をご覧ください。

No.31	図書館における環境情報コーナーの充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（37）
内容 目標	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続している。				
所管課	図書館				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

②　人材の育成

ア　次世代を担う子ども達の育成【重点】

（ア）小中学校における環境教育の継続など

No.32	小中学校における環境教育の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○家庭や地域等と連携し、豊かな自然環境を生かした環境教育を継続している。				
所管課	指導室				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.33	小中学校における食育の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、116
内容 目標	○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。 ○児童・生徒の食育に関する知識及び理解度の向上を図っている。				
所管課	指導室、学校給食課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術･家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。 ○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促がすための工夫を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.34	小中学校で活用できる教材の作成				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	116
内容 目標	○小中学校で活用できる生物多様性に関する教材が完成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）様々な場面や場所における環境教育の継続など

No.35	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.36	森の子コレンジャー活動の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○森の子コレンジャー活動を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森の子コレンジャー活動を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.37	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育（菅生「子どもの森広場」など）を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.38	未就学児を対象とした環境教育の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○「小さな子どものためのおさんぽ会」など、未就学児を対象とした環境教育を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「小さな子どものためのおさんぽ会」など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.39	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	116
内容 目標	○未就学児を対象とした環境教育の普及啓発が図られている。 ○継続的に環境について学ぶ機会を設けている。				
所管課	環境政策課、保育課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「小さな子どものためのおさんぽ会」の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。 ○園外活動（散歩・遠足等）を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学ぶ。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.40	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容 目標	○小峰ビジターセンターなどと連携した環境教育が実施されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種環境教育を実施する場所として、小峰ビジターセンターや河川などを検討し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　後継者等の育成

（ア）担い手の育成・活用

No.41	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、119
内容 目標	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織が活動している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）後継者の育成

No.42	農業後継者の育成支援				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、119
内容 目標	○新規就農者（後継者、定年等による就農者を含む）の支援を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.43	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	119
内容 目標	○あきる野の農と生態系を守り隊事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○あきる野の農と生態系を守り隊事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ウ　普及啓発の実施（イベントなど）

No.44	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画、ごみ処理基本計画			掲載頁	（18）、46、50
内容 目標	○リユースの推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.45	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）
参照先	内容や目標などは、生活環境分野No.22をご覧ください。

No.46	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2ほか）、115
内容 目標	○参加型イベントを実施している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○参加型イベントを検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.47	生物多様性を体験できるイベントの実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、115
内容 目標	○生物多様性を体験できるイベントを実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.48	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	115
内容 目標	○小峰ビジターセンターなどと連携したイベントが実施されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種イベントを実施する場所として、小峰ビジターセンターや河川などを検討し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.49	食育の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、115
内容 目標	○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。				
所管課	農林課、学校給食課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。 ○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③　協働体制の構築

ア　協働体制の整備【重点】

（ア）各種委員会等の運営

No.50	環境委員会の運営				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○環境委員会の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境委員会を運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.51	生きもの会議の運営				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	147
内容 目標	○生きもの会議の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生きもの会議を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.52	地球温暖化対策地域協議会の運営				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	80
内容 目標	○地球温暖化対策地域協議会を運営している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、地球温暖化対策地域協議会を設置し、運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.53	秋川流域ジオパーク推進会議の運営				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○秋川流域ジオパーク推進会議の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒

（イ）活動団体への支援

No.54	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	146
内容 目標	○郷土の恵みの森づくり事業交付金の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業交付金の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

イ　協働の機会の創出

No.55	森林サポートレンジャーあきる野の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、148
内容 目標	○森林サポートレンジャー活動を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林サポートレンジャー活動を継続するとともに、登録人数を増やす。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.56	森づくりにおける町内会・自治会などの連携				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、148
内容 目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修などの郷土の恵みの森づくり事業を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.57	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（7）、148
内容 目標	○森林サポートレンジャーの活動の場である郷土の恵みの森づくり事業を継続している。 ○東京都による森づくりを支援する「森づくり支援倶楽部」をＰＲするなど、市民参加の森づくり事業を継続している（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○郷土の恵みの森づくり事業を継続する。 ○森づくり支援倶楽部のＰＲ、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.58	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○菅生地区における産学公連携の森づくりが継続され、様々な主体が協働している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における産学公連携の森づくりを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.59	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（9・21）、148
内容 目標	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地集積を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.60	ふるさと農園隊の継続				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○ふるさと農援隊を継続している。				
所管課	高齢者支援課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.61	あきる野の農と生態系を守り隊の継続				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○あきる野の農と生態系を守り隊事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○あきる野の農と生態系を守り隊事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.62	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（10）、148
内容 目標	○平井川流域連絡会への参画などを継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.63	アダプト制度の運用				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	148
内容 目標	○アダプト制度の継続・周知に向け、広報掲載等を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.64	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	62
内容 目標	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.65	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	62
内容 目標	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりを検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.66	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	62
内容 目標	○ライトダウンキャンペーンについて、参加の呼びかけを行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ライトダウンキャンペーンへの参加を呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒

第４章　推進体制と進行管理

本計画を着実に推進するため、市民・事業者・市の三者協働の原則や関連指標の設定、進行管理についてまとめました。

１　推進体制

（１）各主体に求められる行動と協働の原則

本計画を推進し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、自らができることを考え、環境負荷の少ない生活や事業活動、環境保全への協力などに取り組むことが必要です。

また、安全で快適な地域の環境づくりや、環境・経済・社会が好循環を生み出す持続的発展が可能な社会の実現には、各主体による協働も重要です（図３０）。

さらに、協働に当たっては、①各主体が自ら進んで参加し、②適切な役割分担のもとで、その主体が行うべきことを実践し、③情報や目標の共有を図りつつ、連携・協力して取り組むことが求められます。

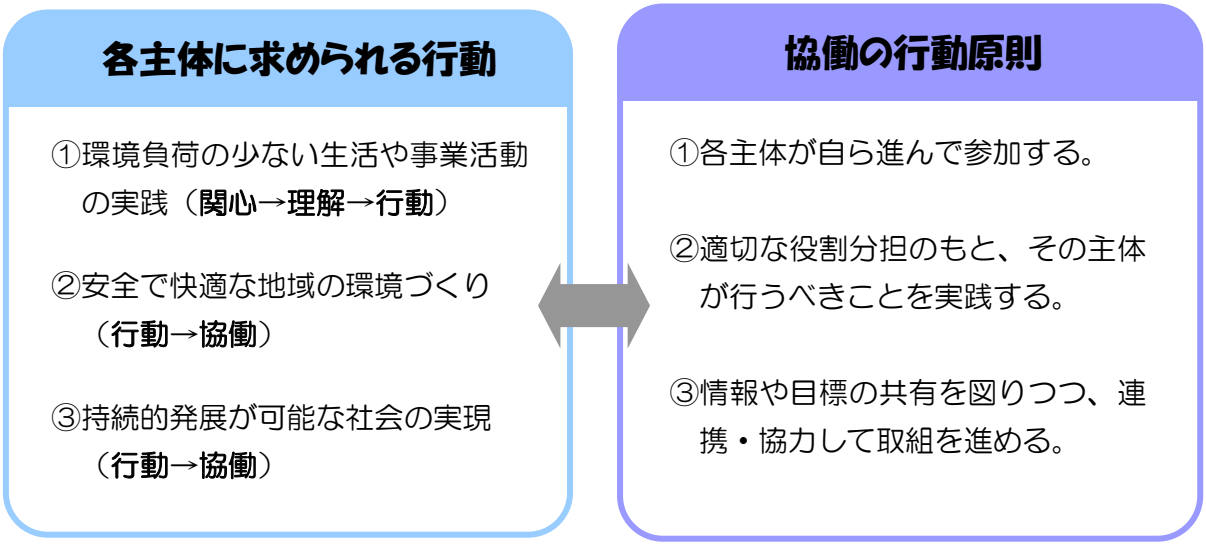

図３０　各主体に求められる行動と協働の原則のイメージ

（２）協働組織の位置付け

市民・事業者・市の協働による取組を進めていくため、三者の協働組織である環境委員会のほか、「あきる野市生きもの会議」（以下「生きもの会議」という。）、今後設置予定の「（仮称）あきる野市地球温暖化対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）などを運営します（図３１）。

各協働組織は、「あきる野市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）や市と連携・調整しながら、それぞれの役割に取り組みます。

環境審議会は、市長の諮問機関であり、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、必要な審議及び答申を行います。

環境委員会は、協働による取組などの企画・運営や本計画の推進及び進捗状況の点検評価や確認を行います。生きもの会議は、生物多様性の現状等の把握、希少生物の保全方策の検討などを行います。地域協議会は、地球温暖化対策の普及啓発のほか、各主体間の意見交換や情報交換を行う予定です。これらの協働組織は、市民・事業者・市のほか、識見を有する者や各種団体の代表により構成され、下部組織を設置することができるほか、必要に応じて、共同で会議を開催し、意見交換等を行います。

市においては、生物多様性推進委員会や地球温暖化対策推進本部などの庁内の各部署を横断する組織により、本計画や分野別計画の推進を図ります。

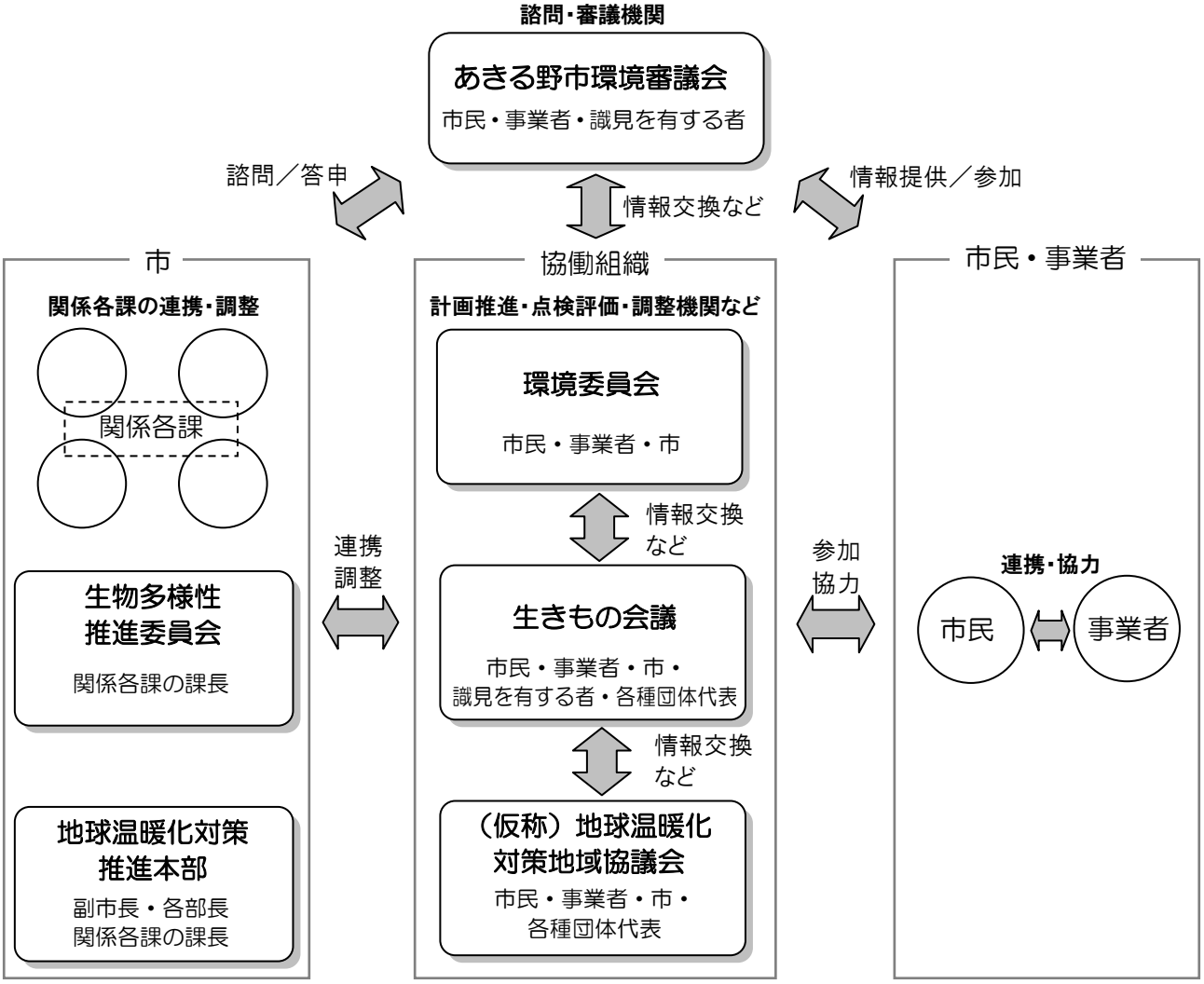

図３１　推進体制のイメージ

２　進行管理

（１）三者協働による進行管理の手法

本計画の着実な推進や計画的な目標達成を図るためには、進行管理においても、市民・事業者・市の三者の協働が必要です。

そこで、第一次計画と同様に、下図に示す順応的管理（ＰＤＣＡサイクル）に沿い、各主体で様々な取組を進めます（図３２）。また、毎年度、各施策の所管課と環境委員会により、施策進捗状況の点検・評価・確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、環境白書として取りまとめを行います。

さらに、一定の期間ごとに、市民や事業者を対象とするアンケート調査などを実施し、環境に対する満足度や環境保全活動の実施状況を把握します。

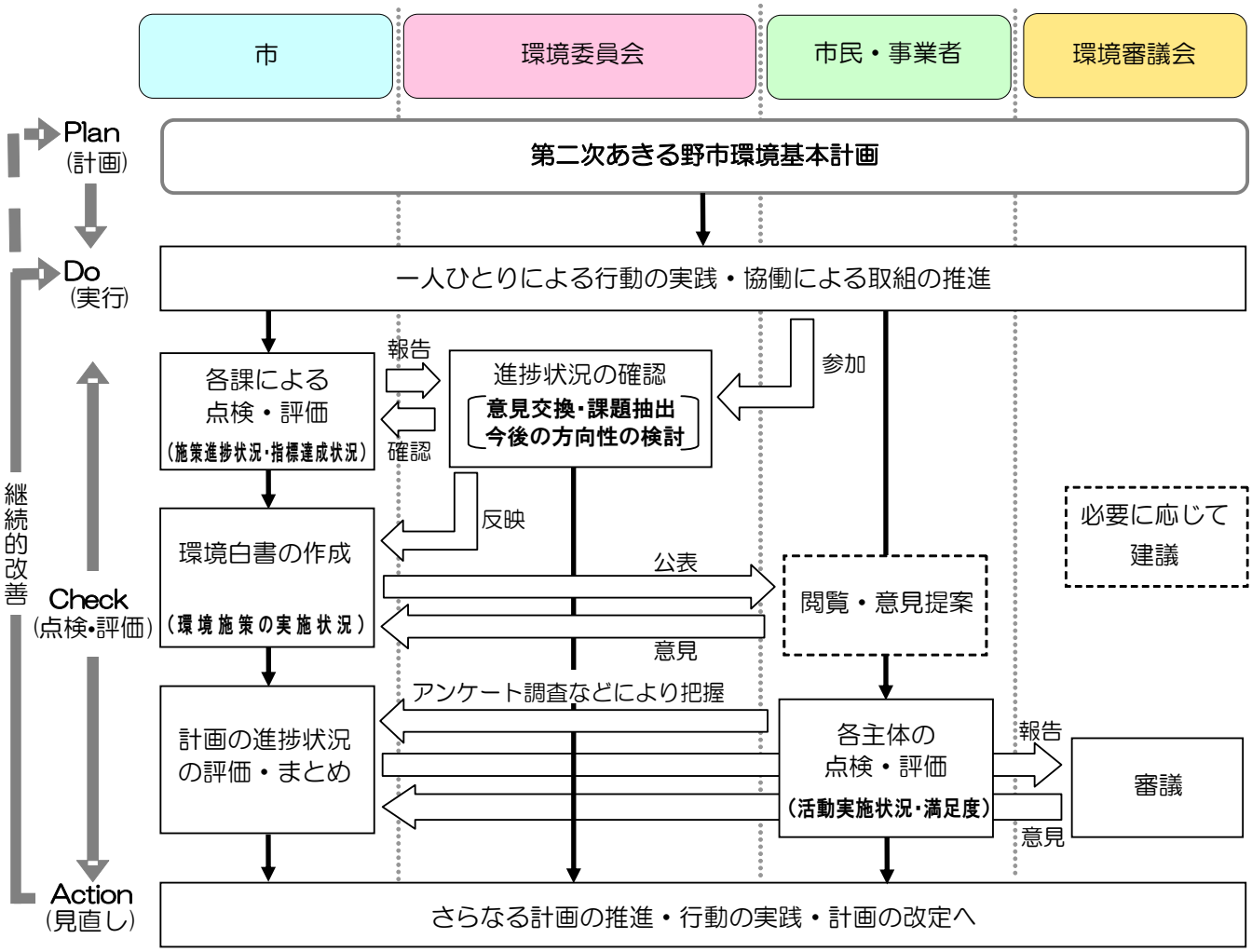

図３２　進行管理の流れと役割

（２）点検・評価の方法

順応的管理（ＰＤＣＡサイクル）により進行管理を行うためには、課題の抽出と施策の見直しに直結する点検・評価が非常に重要です。このため、本計画では、点検・評価の方法をあらかじめ定めておくこととします。

①　評価時期

本計画全体の推進状況に対する評価は、計画の見直しの時期に当たる平成３２年度（２０２０年度）と計画期間を満了する前の平成３７年度（２０２５年度）に実施することとします。ただし、社会背景の大きな変化などにより、計画の見直しの必要があるときには、その時期に合わせて評価を実施します。

ただし、本計画に示す施策の進捗状況については、毎年度実施し、環境白書等を通じて公表します。

②　評価対象

評価対象は、第一次計画の評価と同様に、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の４分野のほか、４分野の評価を統合した全体の５つとします。

③　評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、次のア～エの４つとします。

また、それぞれの指標に対する評価を５点満点で点数化し、「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

ア　施策進捗状況

施策の進捗状況は、本計画における各施策の進捗を示すものです。施策のもとに位置付けられた取組について、毎年度、所管課が目標に対する進捗状況を自己評価します。評価結果は、環境委員会の確認を経て、環境白書に掲載します。

なお、取組の内容と目標は、５９頁～１０６頁に掲載しています。

イ　関連指標の達成状況

本計画の目標達成の指標である関連指標の達成状況を示すものです。達成状況は、指標に関わる部署からの報告やアンケート調査により把握します。

なお、関連指標は次頁に掲載しています。

ウ　環境に対する満足度

市民や事業者が、本市の環境についてどのように感じているかなどの満足度を示すものです。満足度は、アンケート調査により把握します。

エ　環境保全活動の実施状況

市民や事業者による環境保全活動の実施状況です。実施状況は、アンケート調査に

より把握します。

④　関連指標

本計画の施策を推進することにより、向上が見込める数値等を関連指標として設定します。関連指標は、把握方法も含めて、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の４分野に設定します。

分野	No.	指標の内容	目標	現状値（H26年度）
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ20団体	延べ17団体
	2	生物多様性という言葉の認知度（内容も分かる）	70%	30.2%
	3	外来種という言葉の認知度（内容も分かる）	80%	67.6%
	4	地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	50%	39.8%
生活環境	1	環境基準の達成率（大気、水質など）	98%	97.5%
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量	574g	799.6g
	3	リサイクル率	約35％	29.4%
	4	生活排水処理率	95%	94%
	5	下水道接続率	97%	96%
	6	一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口※1）	40%	38.1%
エネルギー環境	1	あきる野市の二酸化炭素排出量	約312千t-CO2	約330千t-CO2
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	4,480t-CO2※2	3,708t-CO2
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	50.00%	40.00%
人の活動	1	森林サポートレンジャーあきる野の登録人数	120人	106人
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数※3	9,000人	5,375人

※1　人口は、当該年度の4月1日現在のものを使用します。
※2　目標値は、平成25年度に第三次地球温暖化防止対策実行計画で定めたものです。施策の推進により既に目標値を達成していますが、計画期間中であるため、そのまま記載しています。
※3　利用者数は、自然体験学習や体験研修の利用者数です。

（３）計画の見直し

本計画の計画期間は、平成２８年度（２０１６年度）を初年度とし、平成３７年度（２０２５年度）までの１０年間です。

ただし、第１章で示したとおり、平成３２年度（２０２０年度）に上位計画である「あきる野市総合計画」が改定されることなどから、計画期間の折り返し時期でもある平成３２年度（２０２０年度）に必要な見直しを行います。

また、社会情勢に大きな変化があった場合などは、上記に関わらず、計画見直しの必要性等を検討します。